

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0504001-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名	久保 大憲		
☒	調査研究費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代表者	経理責任者	申請者
☐	広報広聴費	2023. 5. 24			
☐	要請・陳情活動費	承 認 日			
☐	会 議 費	2023. 5. 26			
☐	資料作成費	特 記 事 項			
☐	資料購入費	0501002 金岡 0502001 藤田 0503002 澤田 0504001 久保 0506002 押田 0507001 江西			
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
項 目		内 容			
1	実施者	金岡議員、藤田議員、澤田議員、久保議員、押田議員、江西議員（6人）			
2	実施日程	2023. 5. 30（火）～31日（水）			
3	行程	5/30 富山 9:10 発 13:00～16:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 5/31 9:00～11:30 省庁担当者によるレク＝16:55 富山着			
4	視 察 1	調査先	参議院議員会館(予定)		
		面談予定者	所管省庁 担当課 担当者(調整中)		
		調査の 目的、内容	6月定例会一般質問等の事前調査として以下の項目について国の方針等について調査研究するもの。 30日 13:00～ 地方自治法の一部を改正する法律について 30日 13:45～ 法定外公共物に対する予算交付について 30日 15:00～ 多面的機能支払い交付金について 31日 9:00～ 学校部活動とクラブチームの役割と貧困対策について 31日 10:30～ 農業従事者の持続可能な収益改善施策について		
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額	旅費	25,920 円（新幹線代）		
		日当	6,000 円		
		宿泊費	12,000 円		
		合計額	43,920 円		
		充当率	100%		
		支出額	43,920 円		
6	取引規定	■抵触なし			

自由民主党視察日程表

日程：令和5年5月30日（火） ～ 5月31日（水）

5/30 (火)	かがやき506号 富山駅 東京駅 省庁レクチャー 京王プレッソイン 赤坂 9:10 発 11:20 着 13:00 ～ 16:00 TEL 03-5562-0077
5/31 (水)	はくたか567号 京王プレッソイン 赤坂 省庁レクチャー 東京駅 富山駅 9:00 ～ 11:30 14:24 発 16:55 着

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年5月30日～5月31日
視察・調査予定地	1日目:富山～省庁レクチャー～都内宿泊 2日目:～省庁レクチャー～富山駅

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
5 ・ 30	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	12,000	27,960
		6,600	6,360					
5 ・ 31	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,960
		6,600	6,360					
小 計		13,200	12,720	0	0	6,000	12,000	
合 計		13,200	12,720	0	0	6,000	12,000	43,920

参加人数

6 人

ご旅行代金見積書

令和5年5月24日

観光庁長官登録旅行業第1403号

新富観光サービス(株)

〒939-8195 富山市上野322

TEL 076-428-5544

FAX 076-428-2322

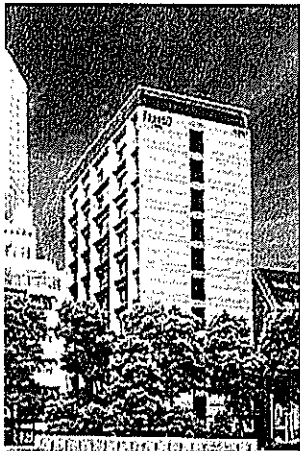
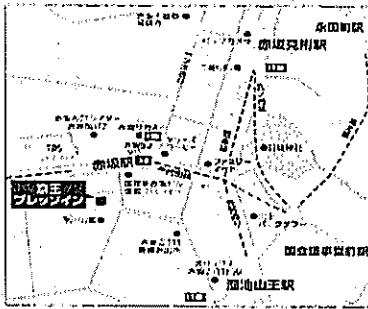
総合旅行業務取扱管理者

担当者

自由民主党 様

ご旅行の代金を次の通りご見積申し上げます。

☆ 期間 2023年5月30日(火)～5月31日(水) 1泊2日
 ☆ 方面 東京都内
 ☆ 参加人数 5 名

No	項 目	人数/数量	単 価	料 金	摘 要
1	宿泊代	5 名	¥11,900	¥59,500	1泊朝食付(税込) ※1名1室利用
2	東京 宿泊税	5 名	¥100	¥500	現地払い
3				¥0	
4				¥0	
5	【宿泊ホテル】  京王プレッソイン赤坂 東京都港区赤坂6-2-13 TEL 03-5562-0077 チェックイン/15:00 チェックアウト/11:00 				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15				¥0	

◎参加人数 5名様として算出

お一人様	¥12,000
総旅行費	¥60,000

(税金込)

【見積書内訳】

- 参加議員：金岡賢裕、藤田克樹、澤田和秀、久保大憲、押田大祐以上5名（江西議員は日帰り）
- 宿泊代：@11,900×5名＝59,500円
- 宿泊税：@100×5名＝500円

* 旅行業約款により、ご予約の取消につきましては次の通り違約料(キャンセル料)を申し受けます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除

旅行開始日の前日に解除する場合

旅行開始当日に解除する場合

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

旅行代金の20%に相当する額

旅行代金の30%に相当する額

旅行代金の40%に相当する額

旅行代金の50%に相当する額

旅行代金の100%に相当する額

著作権法により
公開できません

著作権法により
公開できません

視察・調査活動 実績報告書			整理番号	0504001-2	
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票			会派名	自由民主党	
			議員名	久保 大憲	
■	調査研究費	起 案 日	会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	2023. 6. 8	代表者	経理責任者	申請者
☒	広報広聴費	承 認 日			
☒	要請・陳情活動費	2023. 6. 27			
☒	会 議 費	支払件数	支払日		2023. 6. 27
☒	資料作成費	起 案 日	支 払 完 了 報 告		
☒	資料購入費	2023. 6. 27	代表者	経理責任者	申請者
☒	人 件 費	承 認 日			
☒	事 務 費	2023. 6. 27			
特 記 事 項					
0501002 金岡 0502001 藤田 0503002 澤田 0504001 久保 0506002 押田 0507001 江西					
項 目		内 容			
1	実施者	金岡議員、藤田議員、澤田議員、久保議員、押田議員、江西議員			
2	実施日程	2023. 5. 30 (火) ～31 日 (水)			
3	行程	5/30 富山 9:10 発 13:00～16:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 5/31 9:00～11:30 省庁担当者によるレク＝16:55 富山着			
4	視 察 1	調査先	参議院会館（以下 全て参議院会館）		
		面談者	総務省 堀 文彦 様		
	視 察 2	調査内容	地方自治法の一部を改正する法律について		
		面談者	中止		
視 察 3	面談者	農林水産省 農村振興局 整備部 農村資源課 多面的機能支払推進室 課長補佐 小林 賢一 様			
	調査内容	多面的機能支払い交付金について 多面的交付金の予算の展望はどうなるのか。また、市、県当局の担当者は国の考 えとして、土地改良区が長寿命化の対処をすべきと考えているとの見解を示す が、明らかに土地改良区の守備範囲外の対処であることから、そのような説明が あるとは考えにくい。その点についての見解について。			
視 察 4	面談者	文部科学省 初等中等教育局修学支援・教材課 課長補佐 名取 瑞樹 様 スポーツ庁 競技スポーツ課 課長補佐 高崎 淳也 様 スポーツ庁 地域スポーツ課 課長補佐 鴨志田 暁弘 様 文化庁 学校芸術教育室 参事官補佐 西尾 佐枝子 様			

視 察 5	調査内容	① 学校部活動の位置づけについて ② 貧困や家庭環境により部活動に所属したくともできないケースについて国は把握しているか。 ③ 部活動に関する消耗品の購入や経費の補助制度について。 ④ 地域クラブチーム等が担うべき機能について。 ⑤ 児童生徒が学校外で競技力向上に特化した専門的な指導を継続的に受けることができるような取り組みを行政機関が提供しているような事例について。
	面談者	農林水産省 経営局 経営政策課 課長補佐 菊池 茂史 様 農林水産省 経営局 経営政策課 小林 政幸 様 農林水産省 農産局企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班 推進企画係長 早川 員也 様
	視察内容	農業従事者の持続可能な収益改善施策について 農業従事者の収益改善に関わる施策を実施しているが、特に小中規模の農業従事者にマッチする具体的な施策について

項 目	内 容
調査内容	前の頁の通り
5 市政への 影響・反映 等	視察1 地方自治法が改正され、地方議会の役割や地方議員の在り方について明文化されたことを受け、今後の議会の在り方や当局との関係など、議会運営委員会や議会改革検討調査会等で具体的な取り組みについて会派として提案できるよう取り組みたい。 視察2 中止 視察3 多面的交付金については、参入する団体が市内でも増え、対象面積も増えてきているが予算は横ばいの状態であり、今まで通りの活動が困難になる恐れがある。農業だけではなく国土保全の観点からも、地域コミュニティの維持の観点からも大きな役割を果たすようになっており、意見書の提出も視野に入れ地方から国に対して予算の確保を求めていきたい。 視察4 部活動の定義や目的が曖昧なことで、現場や生徒、保護者の中でミスマッチが生じている。義務教育の中で教育活動の一環として提供する部活動の在り方や、地域移行の本質について、共通認識を図っていくことが重要と感じた。本市においても、民間のスポーツクラブの育成や部活動とのすみわけについて議論し検討していきたい。 視察5 農業従事者の収益改善については、たくさんの補助制度が設けられており、法人格の有無や規模などで使える補助制度が異なっており、新規就農者に限らずしっかりと制度を活用するためには、専門的なアドバイスが必要と感じた。本市においても、様々な取り組みに対して申請漏れ等がないような体制づくりについて提案していきたい。
その他	

項 目		内 容			
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費	支出金額	25,920 円	支出方法	☒ 議員口座 (立替)
		支出先	西日本旅客鉄道(株)		
		支出内容	富山—東京 往復		
	日当	支出金額	6,000 円	支出方法	☒ 議員口座 (立替)
		支出先	議員本人		
		支出内容	日当 2 日分		
	宿泊費	支出金額	12,000 円	支出方法	☒ 議員口座 (立替)
		支出先	新富観光・ホテル		
		支出内容	宿泊料 (11,900 × 1 泊 + 宿泊税 100 円)		
	取引規定		☒ 抵触なし		
経費総額		43,920 円	按分率	100%	
政務活動費支出額		43,920 円			

視察1

総務省 堀 文彦氏 … 名刺不携帯の為、添付無

視察2 中止

視察3

MAFF

農林水産省 農村振興局 整備部
農地資源課 多面的機能支払推進室

課長補佐
(保全指導班)

小林 賢一

多面的機能の力!



〒100-8950
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
電話 03-3502-8111 (内線5618)
FAX 03-3592-0302
E-mail kenichi_kobayashi970@maff.go.jp

視察4



文部科学省

文部科学省
初等中等教育局修学支援・教材課
課長補佐

名取 瑞樹

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 [内線3565]
03-6734-4671 [直通]
E-mail: m-natori@mext.go.jp



スポーツ庁

スポーツ庁
競技スポーツ課 課長補佐

高崎 淳也

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 [内線2960]
03-6734-2960 [直通]
E-mail: jtakasa@mext.go.jp



スポーツ庁

スポーツ庁
地域スポーツ課 課長補佐

鴨志田 暁弘

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 [内線 5088]
03-6734-3493 [直通]
E-mail: kamoshi@mext.go.jp



Sport in Life



文化庁
Agency for Cultural Affairs
Government of Japan

参事官(芸術文化担当) 付
学校芸術教育室 参事官補佐

西尾 佐枝子

NISHIO Saeko

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
旧文部省庁舎5階
Tel: 03-5253-4111 [内線 2830]
03-6734-3163 [直通]
Mail: s-nishio@mext.go.jp



視察5

MAFF

農林水産省

経営局 経営政策課

課長補佐
(担い手企画班担当)

菊池 茂史



農水省・国際経営者net

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111 (内線5134)
03-6744-2143 (直通)

FAX 03-3502-6007

E-mail shigefumi_kikuchi540@maff.go.jp

MAFF

農林水産省

経営局 経営政策課
担い手企画班

小林 政幸

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-6744-2143 (ダイヤル)

E-mail masayuki_kobayash200@maff.go.jp

早川 員也

MAFF

農林水産省

農産局企画課 水田農業対策室
土地利用型農業推進班 推進企画係長

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

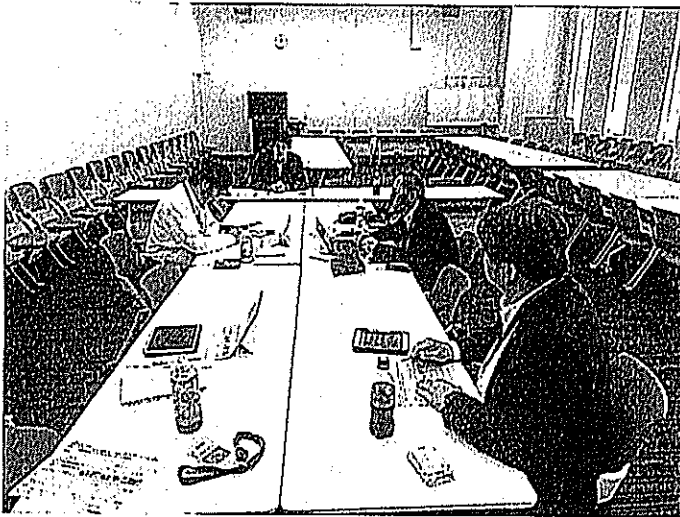
TEL:03-3597-0191 FAX:03-6744-7600

E-mail:kazuya_hayakawa490@maff.go.jp

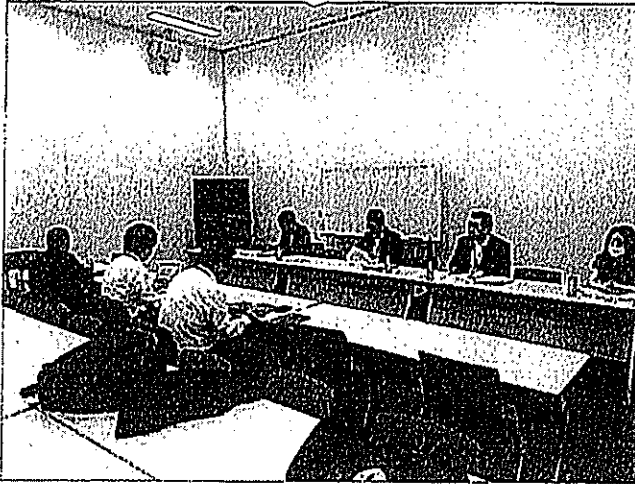
視察1



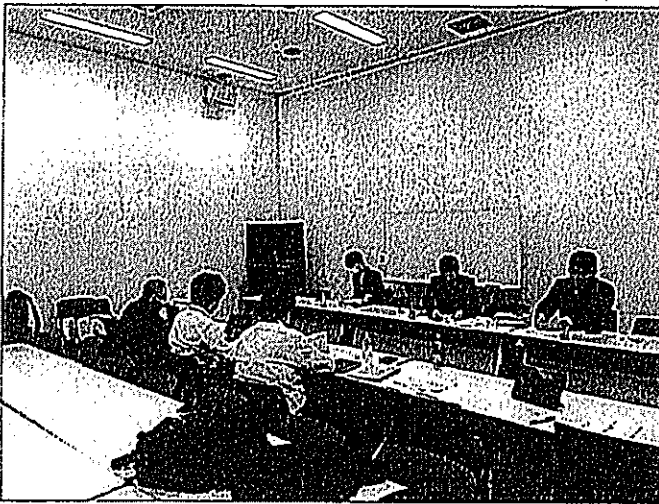
視察3



視察4



視察5



自由民主党視察日程表

日程：令和5年5月30日（火） ～ 5月31日（水）

5/30 (火)	かがやき506号 富山駅 9:10 発 東京駅 11:20 着 省庁レクチャー 13:00 ～ 16:00 京王プレッソイン 赤坂 TEL 03-5562-0077
5/31 (水)	京王プレッソイン 赤坂 省庁レク チャー 9:00 ～ 11:30 東京駅 14:24 発 はくたか567号 富山駅 16:55 着

旅 費 計 算 書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年5月30日～5月31日
視察・調査予定地	1日目:富山～省庁レクチャー～都内宿泊 2日目:～省庁レクチャー～富山駅

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日 当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
5 ・ 30	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	12,000	27,960
		6,600	6,360					
5 ・ 31	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,960
		6,600	6,360					
小 計		13,200	12,720	0	0	6,000	12,000	
合 計		13,200	12,720	0	0	6,000	12,000	43,920

参加人数

6 人

支 払 証 明 書

会派名

自由民主党

議員名

久保 大憲

経費項目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報広聴費	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費	☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費
支払金額	25,920円		
支払内容・内訳	令和5年5月30日～31日 東京省庁レクチャー視察における交通費 富山駅～東京駅 JR代 12,960円 東京駅～富山駅 JR代 12,960円		
支払年月日	令和5年5月29日		
支払先	西日本旅客鉄道株式会社		

上記金額を、政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5年 6月27日

会派名

自由民主党

経理責任者氏名

久保 大憲



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

令和5年6月9日

№ 084558

自由民主党

殿

金 額

千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 47,6005万円未満 非課税
100万円以下 200円
100万円を超え
200万円以下 400円
200万円を超え
300万円以下 600円

但し5/30-31 京王ホテルソイン赤坂 宿泊代

上記金額正に受領致しました

新富観光バス
海外・国内旅行
代理店

新富観光サービス株式会社

☒ 本社 富山市上野322 〒939-0195 ☎(076)428-5544
☐ 魚津店 富山県魚津市下町2-2-10 〒937-0016 ☎(0766)21-1110
☐ 高岡店 富岡市二塚401-1 ☎(0766)420-1118
☐ 新富観光バス 富山県新富町2-2-24 ☎(0766)92-2244

担当密印

現金 ☒

受注No. 3053915

社印及び取扱者印なきもの又は金額訂正は無効です

3×50×300

【領収書内訳】

参加議員：金岡貴裕、藤田克樹、澤田和秀、久保大憲、以上4名

宿泊代：@11,900×4名=47,600円

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書
Receipt

No. 202305300099 C
2023.05.30

自由民主党

様

¥400

上記金額は、ご宿泊料金として領収いたしました。
但、

東京都宿泊税として

(内消費税 Con.Tax ¥4,324)
(標準税率 ¥47,600)
(軽減税率 ¥0)

京王プレッソイン赤坂

〒107-0052 東京都港区赤坂6-2-13
TEL 03-5562-0077 FAX 03-5562-0088



【領収書内訳】

■参加議員：金岡貴裕、藤田克樹、澤田和秀、久保大憲、以上4名

■宿泊税：@100×4名=400円

振 替 証 明 書

会派名

自由民主党

金 額	43,920 円
-----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

5年 6月 27日

経理責任者

久保 大憲



氏 名	久保 大憲	受領印	
-----	-------	-----	--

令和5年7月28日

経緯書

自由民主党

久保 大憲



令和5年5月30日～31日の東京視察の事前審査に添付した見積書に於いて、「ご旅行見積書」の余白部分に、会派で作成した「見積書内訳」を上から貼った。「見積書内訳」の下に記載されていた文言は以下の通りである。

※お見積金額は、バスの拘束時間や走行距離に基づいて算出してあります。
 お客様の都合により変更になる場合は、再度お見積りさせていただきます。
 ※ご旅行費用見積書に変更が生じる場合には事前にご連絡申し上げます。
 ※参加人数変更の場合、単価が変わることがあります。

又、事後審査の起案が、宿泊代の領収日前になっている理由は以下の通り。
 視察の全行程が終了し、旅行会社への支払額が確定したことから、支払いのために個々の議員から会派で集金した。旅行会社への支払いは起案日を予定していたが、旅行会社の担当者が都合により集金日が一日遅れたことから領収日前の起案になったもの。



年月日	簡 要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	貸し引き残高 (円)
1 05-06-22		*15,400	サウトウシステム パーソナル *2,214,806	
2 05-06-26*		*3,380	普通預金 泉誠員 *2,211,426	
3 05-06-27	新聞代金	*3,400	読売新聞 6月分 *2,208,026	
4 05-06-27		*12,100	タニイチレンタール シェルワ 5月分 *2,195,926	
5 05-06-27*		*43,920	普通預金 久保誠員 *2,152,006	
6 05-06-27*		*28,920	普通預金 江西誠員 *2,123,086	
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

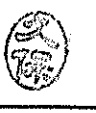
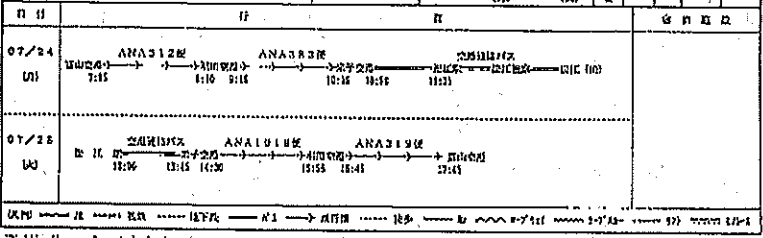
(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日付に*と表示します。
 2. 証分票をお預け入れのときは、お支払い金額別に次のとおり表示します。
 タグ分票 〇〇-〇〇
 トリタデー 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日
 お支払できる期限は、所定の
 不払期限に達したときとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0504002-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名	久保 大憲		
☒	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	
☐	広報広聴費	2023.07.15	  	申請者(議員)	
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	2023.7.20			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費	代表者 江西照康 0507002に参加者共通の資料を添付する			
☐	人件費				
☐	事務費				
項目		内容		留意点	
1	実施者	江西照康 久保大憲 押田大祐			
2	実施日程	2023/07/24~2023/07/25			
3	行程			政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。	
4	視察1	視察・調査先	松江市役所		目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	松江市議会事務局 議事調査課 牧田様		
		視察・調査の目的、内容	線引き都市計画の廃止について、松江市は線引きの廃止を決定し、今年度より協議を開始している。現在の富山市において線引き都市計画の影響は大きいが廃止した場合どのような副作用が起きるのかは想像がつかない。松江市が今後どのように進めていくのか調査研究する		
	視察2	視察・調査先	松江市内巡視		
		視察・調査先 面談予定者	なし		
		視察・調査の目的、内容	線引き廃止には、都市の発展に向けた弊害の解消があげられる。松江市においては、どのような地域課題の解消を図るのか、実際に見直しの影響を受けるであろう地域の現状を、巡視して調査する。		
5	実施経費及び政務活動費の支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	全日空富山⇄米子 88,880 円 空港連絡バス米子⇄松江 2,000円 $88,880+2,000=90,880$ 円		対象費用及び単価見積りが適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明瞭な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		宿泊費	ホテルルートイン松江 8,500円 取扱料金 550円 $8,500円+550円=9,050$ 円		
		日当	3,000 × 2日 = 6,000円		
		合計額	105,930円		
		按分率(充当率)	100% ・ 50%		
		支出額 (合計額 × 按分率)	105,930円		
6	取引規定	☑ 抵触なし		取引制限の確認	

自由民主党 視察日程表

日程：令和5年7月24日（月） ～ 25日（火）

7/24 （月）	富山空港 ANA 312便 羽田空港 ANA 383便 米子空港 空港連絡バス 松江方面行 松江駅 松江市営バス 北循環線外回り 松江市役所前バス停				
	7:05 発 8:10 着 9:15 発 10:35 着 10:50 発 11:35 着				
7/25 （火）	松江市役所 松江市内視察 宿泊ホテル				
	14:00～16:00 視察				
7/25 （火）	松江市内視察 空港連絡バス 米子空港行 松江駅（バス乗り場9番） 米子空港 ANA 1088便 羽田空港 ANA 319便 富山空港				
	13:00 発 13:45 着 14:30 発 15:55 着 16:45 発 17:45 着				

【ご担当者】

松江市議会事務局 議事調査課 牧田様 TEL0852-55-5053
（7月24日14時に松江市役所本館の正面玄関で待ち合わせ）

【調査事項】

○土地利用制度の見直しについて

- ・線引き都市計画を廃止することとなった経緯
- ・線引き都市計画の弊害と廃止することによる想定されるメリットとデメリット
- ・廃止後の都市計画の方針
- ・固定資産税に与える影響
- ・議会の動向、反応
- ・決断までの流れ
- ・今後のスケジュール
- ・線引き都市計画による人口の偏り
- ・線引き都市計画と小中学校の統廃合の関連
- ・関連する国や県との調整について
- ・市街化区域の不動産価格への影響
- ・農業振興地域に関連する影響

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年7月24日～7月25日
視察・調査予定地	1日目: 富山空港～羽田空港～米子空港～松江視察～松江宿泊 2日目: 松江市～米子空港～羽田空港～富山空港

月日	経路	航空料金	連絡バス	日当	宿泊料	計
7 ・ 24	富山空港→羽田空港→ 米子空港	44,440		3,000	8,500	55,940
"	米子→松江市内		1,000			1,000
7 ・ 25	松江市内→米子空港		1,000			1,000
"	米子空港→羽田空港→ 富山空港	44,440		3,000		47,440
				550	取扱料金 550円	550
小計		88,880	2,000	6,550	8,500	
合計		88,880	2,000	6,550	8,500	105,930

参加人数

3人

№ 0504002

令和5年7月16日

二 旅行見積書

(有) タイセイツアーズ

お客様名

富山県知事登録旅行業 第3-226号

方 画 松江

〒939-2376 富山市八尾町福島251

旅行期日 令和5年7月24日(月) ～ 7月25日(火)

TEL:078-455-8211 FAX:076-455-8222

人 員 3 名 様 (男 名、女 名)

取締役社長：松本 隆

総合旅行業務取扱管理者

種 一 些 數

下記の通りお見積もりいたします。検討くださいますようお願い申し上げます。

【 3 名樣計算】

項	目	数	単価	金額	備考
航空券代(富山～羽田～米子)バリュートランジッ		3	44,440	133,320	変更出来ない航空券です
航空券代(米子～羽田～富山)バリュートラン		3	44,440	133,320	変更出来ない航空券です
24～1泊 ホテルルートイン松江		3	8,500	25,500	シングル3部屋
米子空港～松江駅 (松江一畑交通)		3	1,000	3,000	所要時間 45分
松江駅～米子駅(松江一畑交通)		3	1,000	3,000	所要時間 45分
取扱料金		3	550	1,650	
旅行費用合計		299,790円		(お一人様 99,930円)	

- ① 上記代金は本書提出日現在で計算しており、運賃料金等改訂の場合変更させていただく場合がございます。
- ② ご参加人員が変更になった場合には、代金を変更させていただくことがあります。
- ③ 上記取扱・企画料金は旅行業法により、その収受が認められており、弊社の場合、取扱料金は旅行費用計の20%以内、企画料金は10%以内となっております。
- ④ 添乗員費用は添乗員が同行する為に、必要な運送・宿泊機関等に対し、支払う費用及び添乗サービス料です。
- ⑤ 上記料金は当社が設定した料金です。

營業時間：平日9:30~16:00 休業日：土曜日、日曜日、年末年始、お盆

視察・調査活動 実績報告書				整理番号	0504002-2	
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				会派名	自由民主党	
				議員名	久保 大憲	
■	調査研究費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	2023. 8. 2		代表者	経理責任者	申請者
□	広報広聴費	承 認 日				
□	要請・陳情活動費	2023. 8. 3				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日	2023. 8. 18	
□	資料作成費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資料購入費	2023. 8. 18		代表者	経理責任者	申請者
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	2023. 8. 18				
特 記 事 項						
0504002 久保 0506005 押田 0507002 江西 共通した資料等は代表者江西議員の報告書に添付する。						
項 目		内 容				
1	実施者	久保議員、押田議員、江西議員				
2	実施日程	2023/7/24（月）～25日（火）				
3	行程	別紙参照				
4	視 察 1	調査先	松江市役所			
	面談者	議会事務局 月森 様 都市政策課 服部課長 中司係長 農政課 平塚係長 固定資産税課 落合課長 三島主幹				
	調査内容	線引き都市計画の廃止について				
4	視 察 2	調査先	松江市内			
	調査内容	市街化調整区域のうち、緩和策により開発が行われた箇所や、線引きが廃止になった場合に市街化が予想される区域の現状を確認する。				
5	調査内容	松江市が線引き都市計画によらないまちづくりを目指すことになった背景や経緯、課題や期待することについて説明を受け、質疑応答を行った。 他にも、都市計画税の課税対象やその用途、税収に与える影響予測について質疑応答をした。 現在進行中の北道沿線地域における線引き廃止前の現状について調査した。すでにバイパスインターができる場所では比較的大きな宅地造成が実施されていた。市街化調整区域であっても、条例による要件の緩和がなされており、富山市の調整区域とは大きな差異があった。				

5	市政への 影響・反映 等		都市計画法が作られた時代は、人口増加にあわせて生産年齢の増加、経済規模が拡大し続けている中で、大きな開発圧力をコントロールすることが主眼であった。 現在のような人口減少時代においては、開発圧力も弱くなっている中で、市街化区域内において、未開発の面積が少なからずあり、税制等から開発を促し続けている状態にあり、国における法律の抜本的な見直しが必要であることは明らかであるが、期待できる状況にはない。 また、市街化調整区域では、厳しい規制により人口が減り続け、小学校や中学校の統廃合が避けられない状況にあり、現在の政策を続けていけば、遠くない将来に市街化調整区域の集落の高齢化が進み、交通インフラなど費用対効果が低い投資を続けなければならなくなる。市街化調整区域を切り捨て、中心市街地に人を呼び込むのか、市街化調整区域の新陳代謝を促しながら、均衡ある発展もしくは維持を目指すのか、本市も岐路に立っていることを改めて実感した。 今後の、一般質問等で、松江市の現状や課題の中から、本市においても有益であるものについて、しっかりと提案し、議論を深めていきたい。				
	その他						
3	実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	95,310 円	支出方法	☒ 議員口座（立替）	
			支出先	有限会社 タイセイツアーズ			
			支出内容	別紙参照			
		日当	支出金額	6,000 円	支出方法	☒ 議員口座（立替）	
			支出先	議員本人			
			支出内容	日当 2 日分			
	取引規定		☒ 抵触なし				
	経費総額		101,310 円	按分率	100%		
政務活動費支出額		101,310 円					

自由民主党視察日程表

日程：令和5年7月24日（月） ～ 7月25日（火）

7/24 (月)	富山空港 ANA312便 羽田空港 ANA383便 米子空港 レンタカー 松江市役所 レンタカー 宿泊ホテル 7:05 発 8:10 着 9:15 発 10:35 着 11:00 発 14:00 着 16:00 発 16:30 着
7/25 (火)	宿泊ホテル レンタカー 松江市内視察 レンタカー 米子空港 ANA1088便 羽田空港 ANA319便 富山空港 9:00 発 9:30 着 11:00 発 13:30 着 14:30 発 15:55 着 16:45 発 17:45 着

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年7月24日～7月25日
視察・調査予定地	1日目:富山空港～羽田空港～米子空港～松江視察～松江宿泊 2日目:松江市～米子空港～羽田空港～富山空港

[illegible]

3 人

№ 0504002

令和5年7月21日

富山市議会 自由民主党 御中

有限会社 **タイセイ** **ツアーズ**

富山県知事登録旅行業 第3-222号

〒939-2376 富山県富山市八尾町福

TEL: 076-455-8211 FAX: 076-455-8222

e-mail: taiseico@topaz.ocn.ne.jp

取締役社長：松本 隆

総合旅行業務取扱管理者： XXXXXXXXXX

查 此 案 由 于 案 件 繁 雜 且 涉 及 多 方 利益 故 延 誤 甚 久 現 已 完 結 案 件 正 在 審 理 中 請 貴 局 諒 察 為 荷

二 請 求 金 額

¥280,650

実施日: 令和5年7月24日 (月) ~ 7月25日 (火)

行 先: 松江市

人員： 3名

この度はご利用いただき誠にありがとうございます。下記の通りご請求させていただきます。

[illegible]

お手数ですが下記口座宛にお振込下さるようお願い申し上げます。

振込手数料は誠に申し訳ございませんがお客様ご負担にてお願いいたします。

取引銀行 北陸銀行 八尾支店 口座番号 普通預金 6039103

口 座 名 (有)タイセイツアーズ

請 求 書

№0504002

令和5年7月21日

富山市議会 自由民主党 御中

有限会社 タイセイツアーズ

富山県知事登録旅行業 第3-2228号

〒939-2376 富山県富山市八尾町福寿251

TEL:076-455-8211 FAX:076-455-8222

e-mail:talseico@topaz.ocn.ne.jp

取締役社長: 松本 隆

総合旅行業務取扱管理者:

担当者:

ご請求金額	¥5,280
-------	--------

実施日: 令和5年7月24日 (月) ~ 7月25日 (火)

行先: 松江市

人員: 3名

この度はご利用いただき誠にありがとうございます。下記の通りご請求させていただきます。

項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
ANA航空券払戻手数料	3	1,760	5,280	
ご旅行費用合計				¥5,280 -

お手数ですが下記口座宛にお振込下さるようお願い申し上げます。

振込手数料は誠に申し訳ございませんがお客様ご負担にてお願いいたします。

取引銀行 北陸銀行 八尾支店 口座番号 普通預金 6039103

口座名 (有)タイセイツアーズ

令和5年8月2日

自由民主党
柞山数男 会長

江西照康



政務活動費整理番号 0507002 の実績報告書と実施計画書の
支払い金額が相違することの経緯書

掲題に関し、実施計画書における旅行代理店への支払金額が、2点相違しています。以下のとおり変更したものであり、その経緯を報告します。

記

- 変更した点① 航空代金
理由 実施計画書提出後、旅行代理店よりより安い代金の提示があり変更したものの。なお、変更に当たり手数料が発生していますが、その金額を含んでも、2,620円減額しています。
- 変更した点② バス料金を取り消し
理由 本視察において、都市計画の見直しの影響を受ける地域の巡視を取り入れるにあたり、現状市街化調整区域であることから、公共交通による移動を見込めず、空港よりレンタカーを利用することにしたため、空港から松江までのバス代金を取り消しました。
なお、レンタカーの利用にあたり、政務活動費は使用していません。

以上

*本変更は、同行した押田議員、久保議員も同様であり、代表して江西が経緯書の原本を添付し、押田、久保議員はその写しを添付します。

貼付用紙

領 収 証

富山県議会自由民主党 様

2023年7月25日

¥ 280,650-

但し 旅費として、

上記の金額正に領収いたしました

有限会社 タイセイ ツアーズ

代表取締役 松本 隆

〒939-2376 富山県富山市八尾町福寿2-1
TEL(076)455-8211 FAX(076)455-8222

領 収 証

富山県議会自由民主党 様

2023年7月25日

¥ 52,800-

但し 旅費として、

上記の金額正に領収いたしました

有限会社 タイセイ ツアーズ

代表取締役 松本 隆

〒939-2376 富山県富山市八尾町福寿2-1
TEL(076)455-8211 FAX(076)455-8222

収 印

入 紙

【領収書内訳】※領収書は写しである。原本は整理番号0507002に添付。

■参加議員：久保大憲、押田大祐、江西照康以上3名

■航空券代：@84,500円×3名=253,500円

■航空券払戻手数料：@1,760円×3名=5,280円（格安航空券変更分）

■宿泊代：8,500円×3名=25,500円

■取扱料金：550円×3名=1,650円

合計 285,930円

振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額	101,310 円
-----	-----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

5年 8月/8日

経理責任者 久保 大憲



氏 名	久保 大憲	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 05-07-24		*39,930	キョウト"システム" } コピー機	*4,805,260
2 05-07-24		*17,710	キョウト"システム" } 用紙	*4,787,550
3 05-07-24		*15,400	キョウト"システム" パソコン	*4,772,150
4 05-07-27	新聞代金	*3,400	読売新聞 7月分	*4,768,750
5 05-07-27		*12,100	ダイヤモンド 7月分	*4,756,650
6 05-07-31	社会保険	*102,170	事務員社会保険料 7月分	*4,654,480
7 05-07-31	新聞代金	*3,380	北日本新聞 7月分	*4,651,100
8 05-08-02		*3,380	トマソン 7月分	*4,647,720
9 05-08-03		*38,362	シャープファイナンス 7月分	*4,609,358
10 05-08-04*		*40,920	普通預金 藤田議員	*4,568,438
11 05-08-04*		*30,160	普通預金 秋山議員	*4,538,278
12 05-08-04*		*30,160	普通預金 藤田議員	*4,508,118

13 05-08-08*		*3,380	普通預金 金岡議員	*4,504,738
14 05-08-10*		*289,848	事務員給与 7月分	*4,214,890
15 05-08-18*		*101,310	普通預金 江西議員	*4,113,580
16 05-08-18*		*101,310	普通預金 坪田議員	*4,012,270
17 05-08-18*		*101,310	普通預金 久保議員	*3,910,960

18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日付に※と表示します。
 2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。
 タケン - () - ()
 トリタテ - () - ()

▶ お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の
不渡日(月)の翌日となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0504003-1		
		会派名	自由民主党		
		議員名	久保 大憲		
☒	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 負 任 者	
☐	広 報 広 聴 費	2023. 7. 20			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	2023. 7. 20			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐	資 料 購 入 費	代表者衆議員に参加者共通の資料を添付する。			
☐	人 件 費	0502003藤田 0504003久保 0505003泉 0506006押田 0508002柞山			
☐	事 務 費				
項 目	内 容		留 意 点		
1	実施者	藤田議員、久保議員、泉議員、押田議員、柞山議員(5人)			
2	実施日程	2023.7.26(水)～7.27(木)			
3	行程	7/26 富山市役所 8:30発 → 越後ワイナリー 12:00着 → 有限会社ウラコウ 13:30着～14:00 → 小澤農場 14:15着～15:30 → シイタケパックセンター 15:45着 ～ 16:15 発 ==南魚沼市内 宿泊(金誠館 泊) 7/27 南魚沼市 8:30発 → 小千谷駅 9:15発 → 大日養鯉場 10:00着 ～11:00発 → 富山市役所 15:00 着		政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	越後ワイナリー	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
		視察・調査先 面談予定者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員		
		視察・調査の 目的、内容	豪雪地帯における水稲中心経営地域でのブドウ栽培について多角化の農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。		
	視察 2	視察・調査先	有限会社ウラコウ	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
		視察・調査先 面談予定者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員		
		視察・調査の 目的、内容	豪雪地帯における水稲中心経営地域での大規模農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。		
	視察 3	視察・調査先	小澤農場	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
		視察・調査先 面談予定者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員		
		視察・調査の 目的、内容	豪雪地帯における水稲中心経営地域での西瓜、しいたけ栽培について多角化の農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。		
	視察 4	視察・調査先	しいたけパックセンター	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
		視察・調査先 面談予定者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員		
		視察・調査の 目的、内容	農産物の省力化、付加価値化に向けた出荷体制について調査研究し、市政に反映させるため。		
視察 5	視察・調査先	大日養鯉場 	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。		
	視察・調査先 面談予定者	小千谷市議会 関 久保田 陽一 議員			
	視察・調査の 目的、内容	世界50カ国に輸出を行っている個性を持った鯉作りを目指して、品種改良 や交配の技術について調査研究し、市政に反映させるため。			

5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	日当	6,000円(3,000円 × 2)		対象費用及び単 価見積が適切 か。 政務活動費充 当方法は適切 か。 按分率適用の 分母は適切か。 (混在不明確な 部分が対象。 明確な部分は 当初除外して あるか。)
		宿泊費	14, 800円(入湯税120円込み)		
		合計額	20,800円		
		按分率(充当率)	100% ・ 50%		
		支出額 (合計額×按分率)	20,800円		
6	取引規定	☑抵触なし			取引制限の確認

令和5年12月22日

経緯書

自由民主党

令和5年7月26日～27日にかけて南魚沼市の視察において、当該地域の公共交通機関の利便性が極端に悪く、工程の遂行に支障があると判断したため、参加人数5人で1台のレンタカー（ハイエース）を使用した。

自由民主党視察日程表

日程：令和5年7月26日（水） ～ 7月27日（木）

7/26 (水)	富山市役所 レンタカー 富山IC レンタカー 大和スマートIC レンタカー 越後ワイナリー レンタカー (有)ウラコウ 8:30 8:45 11:50 12:00 着 13:25 発 13:30 着 14:00 発 小澤農場 レンタカー しいたけパッ クセンター レンタカー 金誠館 14:15 着 15:30 発 15:45 着 16:15 発 17:00 着
7/27 (木)	金誠館 レンタカー 小千谷駅 現地送迎車 大日養鯉場 現地送迎車 小千谷駅 レンタカー 大和スマートIC 8:30 発 9:10 着 9:15 発 10:00 着 11:00 発 11:45 着 11:50 発 富山IC レンタカー 富山市役所 15:00 着

旅 費 計 算 書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年7月26日～27日
視察・調査予定地	1日目:富山市役所前～富山IC～大和スマートIC～南魚沼市視察～六日町温泉(泊) 2日目:～小千谷市視察～大和スマートIC～富山IC～富山市役所

月日	経 路	レンタカー代	ETC代	ガソリン代	日当	宿泊料	計	適用
7 ・ 26	富山市役所→南魚沼市				3,000	14,800	17,800	
7 ・ 27	南魚沼市→小千谷市→富山市役所				3,000		3,000	レンタカー代・ETC代・ガソリン代は泉議員代表で支払い
小 計		0	0	0	6,000	14,800		
合 計		0	0	0	6,000	14,800	20,800	

参加人数

5 人

№ 0504003

作成日 2023/10/3 (火)

御見積書

自由民主党

様

下記の通り御見積書をご案内申し上げます。
ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

彩食一心 金誠館

グレースコートレアリス
Grace Court Realis

新潟県南魚沼市坂戸1-12

金誠館



Grace Court Recalls

登録番号：T9110002032823

TEL:025-772-2377 FAX:025-773-3039

御見積金額 ￥74,000

ご利用日： 令和5年7月26日(水)
支払条件： 現金 または お振込
見積条件：

[illegible]

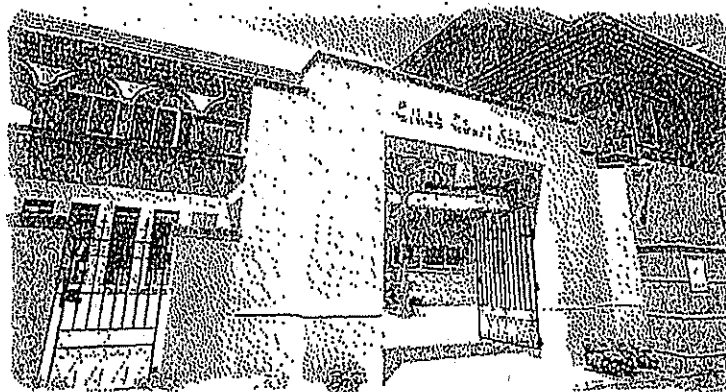
備考／

項目には10%の消費税と、120円の入湯税が含まれております。

7/20(木)にFAXした見積書の品名が「一泊三食付き宿泊代」と間違えて作成してしまっていたので、改めて訂正し、再送させていただきます。

合計

74,000



作成日 2023/7/20 (木)

御見積書

自由民主党

様

下記の通り御見積書をご案内申し上げます。
ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

彩食一心 金誠館

グレースコートリアル
Grace Court Realis

新潟県南魚沼市坂戸1-12
コンシェルジュ

TEL:025-772-2377 FAX:025-773-3039



御見積金額

¥74,000

ご利用日： 令和5年7月26日(水)

支払条件：

見積条件：

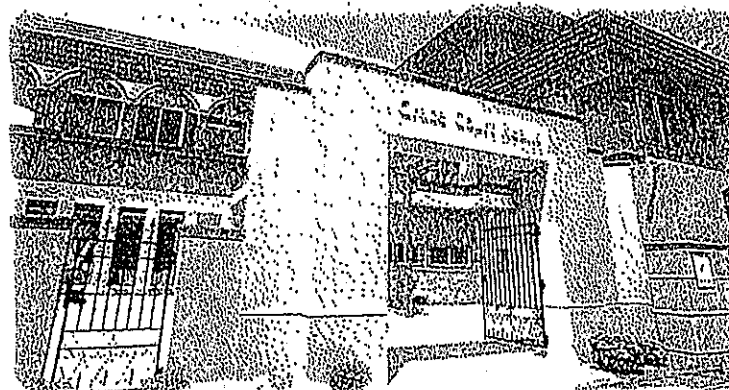
[illegible]

備考／

項目には10%の消費税が含まれております。

合計

74,000



視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0504003-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名	久保大憲	
■	調査研究費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	2023. 8. 23		代表者	経理責任者	申請者
□	広報広聴費	承 認 日				
□	要請・陳情活動費	2023. 8. 25				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)		2023. 8. 28
□	資料作成費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資料購入費	2023. 8. 28		代表者	経理責任者	申請者
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	2023. 8. 28				
特 記 事 項						
代表者泉議員に参加者共通の資料を添付する。 0502003 藤田 0504003 久保 0505003 泉 0506006 押田 0508002 柞山						
項 目		内 容				
1	実施者	藤田議員、久保議員、泉議員、押田議員、柞山議員(5人)				
2	実施日程	2023.7.26(水)～7.27(木)				
3	行程	別紙 行程表 参照				
4	視察 1	視察・調査先	越後ワイナリー			
		面談者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員 (株)アグリコア			
		目的、内容	豪雪地帯における水稻中心経営地域でのブドウ栽培について多角化の農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。			
	視察 2	視察・調査先	有限会社ウラコウ			
		面談者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員 (有)ウラコウ 代表取締役 坂西 浩一郎			
		目的、内容	豪雪地帯における水稻中心経営地域での大規模農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。			
	視察 3	視察・調査先	小澤農場			
		面談者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員			
		目的、内容	豪雪地帯における水稻中心経営地域での西瓜、しいたけ栽培について多角化の農業経営について調査研究し、市政に反映させるため。			
	視察 4	視察・調査先	八色しいたけパックセンター			
		面談者	南魚沼市議会 関 常幸 議員、小澤 実 議員			
		目的、内容	農産物の省力化、付加価値化に向けた出荷体制について調査研究し、市政に反映させるため。			
視察 5	視察・調査先	大日養鯉場				
	面談者	小千谷市議会 関 久保田 陽一 議員 大日養鯉場株式会社				
	目的、内容	世界 50 カ国に輸出を行っている個性を持った鯉作りを目指して、品種改良 や交配の技術について調査研究し、市政に反映させるため。				

項 目	内 容
5 視察・調査活動の内容	視察1 越後ワイナリー 豪雪地域の葡萄栽培や、観光資源としての可能性について意見交換を行った。 視察2 有限会社ウラコウ 米の生産に特化した取り組みや、栽培時の工夫や人員体制などについて意見交換を行った。 視察3 小澤農場 水稻、シイタケ、スイカをベースに通年で雇用、生産、出荷を行っている農場を視察し、運営上の課題や今後の方向性について意見交換を行った。 視察4 八色しいたけパックセンター 地域の方が多くパートとして働いているパック工場のラインや、菌床製造工場や保管庫を視察し、現在の課題や今後の方向性について意見交換を行った。 視察5 大日養鯉場 海外への輸出も積極的に行っている養鯉場を視察し、中越地震の際の状況や錦鯉の将来性について意見交換を行った。
5 市政への影響 反映、成果等	視察1 越後ワイナリー 豪雪地域での葡萄栽培はコストもかかり、栽培者の高齢化や担い手不足により生産量の確保も困難な状況であった。その中で、雪室を活用した保存、熟成など、積雪地のデメリットをメリットにしたブランディングが図られていた。 視察2 有限会社ウラコウ 南魚沼産のコシヒカリはブランドとして確立しており、JA の概算金も60kgで本市よりも1万円近く高く、生産者としてのプライドや自信を強く感じた。女性の就農は、重い荷物の積み下ろしがあり、男性と同条件で働くことは困難と伺った。介護事業ではアシストスーツなど、女性でも働きやすい環境づくりが進んでおり、農業分野での活用も含めて調査研究を続けていきたい。 視察3 小澤農場 水稻の夏季の閑散期にスイカを栽培し、冬季はシイタケ栽培に特化し、通年で作業の確保や安定した売り上げ、雇用を創出しており、理想的な取り組みと感じた。シイタケ栽培には十分参入余地があり、本市の農家でも同様のモデルができると感じた。市当局と情報を共有し、専業農家や営農組合などにも水平展開できるよう国の補助制度の活用など情報収集に努めたい。 視察4 八色しいたけパックセンター シイタケの選別、パック詰めは地域の女性が多く働いており、子育てや介護などそれぞれの生活スタイルに合った形で働いていた。また、菌床づくりや保管庫など機械化が進んでおり、少ない労働力で、南魚沼のシイタケ栽培を支えていた。個々の農家で全ての設備を持つことは困難なので、シイタケのコンソーシアムを作るなど、行政としてどのようなバックアップができるのか調査研究を継続したい。 視察5 大日養鯉場 国際的に錦鯉の認知度は高く、高額で取引されることもあることから、産業としての将来性を感じたが、本市で養鯉場を展開することは、文化的、歴史的な背景が薄く困難と感じた。今後も、錦鯉の動向について情報収集に努めたい。
その他	なし

項 目		内 容					
6	実施経費 及び 政務活動費支出額	宿泊費	支出金額	14,800 円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
			支出先	金誠館			
			積算根拠	宿泊料 14,800 円(14,800 円×1 日)			
	日当	支出金額	6,000 円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)		
		支出先	議員本人				
		支出内容	6,000 円 (3,000 円×2 日)				
	取引規定		☒ 抵触なし				
	経費総額		20,800 円	按分率	100%		
	按分率適用対象経費		20,800 円				
	政務活動費支出額		20,800 円				

自由民主党視察日程表

日程：令和5年7月26日（水） ～ 7月27日（木）

7/26 (水)	富山市役所 8:30 レンタカー 富山IC 8:45 レンタカー 大和スマートIC 11:50 レンタカー 越後ワイナリー 12:00 着 レンタカー (有)ウラコウ 13:25 発 13:30 着 14:00 発 小澤農場 14:15 着 15:30 発 レンタカー しいたけパッ クセンター 15:45 着 16:15 発 レンタカー 金誠館 17:00 着
7/27 (木)	金誠館 8:30 発 レンタカー 大和スマートIC 9:10 レンタカー 小千谷IC 9:35 レンタカー 小千谷駅 9:45 着 現地送迎車 大日養鯉場 9:50 発 10:00 着～11:30 小千谷駅 11:40 着 現地送迎車 11:45 発 レンタカー 小千谷IC 12:30 レンタカー 富山IC 15:30 着 レンタカー 富山市役所 15:30 着

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年7月26日～27日
視察・調査予定地	1日目:富山市役所前～富山IC～大和スマートIC～南魚沼市視察～六日町温泉(泊) 2日目:～大和スマートIC～小千谷IC～小千谷市視察(大日養鯉場等)～小千谷IC～富山IC～富山市役所

月日	経路	レンタカー代	ETC代	ガソリン代	日当	宿泊料	計	適用
7・26	富山市役所→南魚沼市				3,000	14,800	17,800	
7・27	南魚沼市→小千谷市→富山市役所				3,000		3,000	レンタカー代・ETC代・ガソリン代は泉議員代費で支払い
							0	
							0	
							0	
小計		0	0	0	6,000	14,800		
合計		0	0	0	6,000	14,800	20,800	

参加人数

5人

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

自由民主党

様

No. _____

☆

¥ 74,000-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

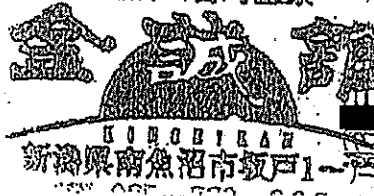
コクヨ ウケ-98

但

宿泊代

R5年7月26日 上記正に領収いたしました

税額7,400円



【領収書内訳】※領収書は写しである。原本は整理番号0505003に添付。

■参加議員：藤田克樹、久保大憲、泉 英之、押田大祐、柞山数男 以上5名

■宿泊代：14, 800円×5名=74, 000円

振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額	20,800 円
-----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

5年 8月 28日

経理責任者

久保 大憲



氏 名	久保 大憲	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 05-08-21*		*3,380	普通預金 澤田議員	*3,785,183
2 05-08-21*		*3,380	普通預金 柳田議員	*3,781,803
3 05-08-22		*39,930	キョウト"ウシテム" } 借入金	*3,741,873
4 05-08-22		*17,710	キョウト"ウシテム" } リース	*3,724,163
5 05-08-22		*15,400	キョウト"ウシテム" パソコンリース	*3,708,763
6 05-08-23*		*40,920	普通預金 金岡議員	*3,667,843
7 05-08-23*		*12,000	普通預金 諸紳士会(多額)	*3,655,843
8 05-08-23*		*3,380	普通預金 泉議員	*3,652,463
9 05-08-28	新聞代金	*3,400	読売新聞 8月分	*3,649,063
10 05-08-28		*12,100	タ"イチレンタル シェルダール" 7月	*3,636,963
11 05-08-28*		*20,800	普通預金 杉山議員	*3,616,163
12 05-08-28*		*20,800	普通預金 柳田議員	*3,595,363

13 05-08-28*		*102,385	普通預金 泉議員	*3,492,978
14 05-08-28*		*20,800	普通預金 久保議員	*3,472,178
15 05-08-28*		*20,800	普通預金 藤田議員	*3,451,378
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日(日)に*と表示します。
 2. 振替印をお付け入れのときは、お支払い金額(円)に次のとおり表示します。
 ① クレジット ② 振込 ③ 入金
 トリタテ ④ 振替

お支払いできる日
 お支払できるのは、所定の
 不渡日(休日の前日)となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号		0504004-1	
		会派名		自由民主党	
		議員名		久保 大憲	
■ 調査研究費		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者
☐	広 報 広 聴 費	2023. 8. 23			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	2023. 8. 25			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項 代表者久保議員に参加者共通の資料を添付する。 0501006 金岡 0502005 藤田 0503006 澤田 0504004 久保 0505005 泉 0508004 柞山			
☐	資 料 購 入 費				
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
項 目		内 容			
1	実施者	金岡議員、藤田議員、澤田議員、久保議員、泉議員、柞山議員（6人）			
2	実施日程	2023. 8. 28（月）～29日（火）			
3	行程	8/28 富山 12:22 発 16:00～17:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 8/29 9:30～15:40 省庁担当者によるレク 18:32 富山着			
4	視 察 1	調査先	参議院議員会館(予定)		
		面談予定者	所管省庁 担当課 担当者(調整中)		
		調査の 目的、内容	9月定例会一般質問等の事前調査として以下の項目について国の方針等について調査研究するもの。 ① 28日 16:00～ 防災について ② 29日 9:30～ 都市計画法について（法の解釈について） ③ 29日 10:20～ 都市計画法について（市街化調整区域の開発について） ④ 29日 11:05～ スマート農業について ⑤ 29日 13:10～ 開発・盛り土・アスベスト・空き家に関する事項について ⑥ 29日 14:00～ 福祉施設整備補助金について ⑦ 29日 14:55～ 社会福祉施設における給与改善について		
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額	旅費	25,920 円（新幹線代）		
		日当	6,000 円		
		宿泊費	11,900 円		
		合計額	43,820 円		
		充当率	100%		
		支出額	43,820 円		
6	取引規定	■ 抵触なし			

自由民主党視察日程表

日程：令和5年8月28日（月） ～ 8月29日（火）

8/28 (月)	はくたか562号 富山駅 12:22 発 東京駅 14:52 着 省庁レクチャー 16:00 ～ 17:00 アパホテルプライド 国会議事堂前 TEL 0570-057-711
---------------------	---

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年8月28日～8月29日
視察・調査予定地	1日目:富山駅～東京駅～省庁レク～アパホテルプライド国会議事堂前宿泊 2日目:宿泊ホテル～省庁レク～東京駅～富山駅

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
8 ・ 28	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	11,900	27,860
		6,600	6,360					
8 ・ 29	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,960
		6,600	6,360					
・								0
・								0
・								0
・								0
・								0
小 計		13,200	12,720	0	0	6,000	11,900	
合 計		13,200	12,720	0	0	6,000	11,900	43,820

参加人数

6人

著作権法により
公開できません

著作権法により
公開できません

宿泊施設名	アパホテルプライド(国会議事堂前)(全室禁煙)
宿泊施設住所	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-10-2
宿泊施設電話番号	0570-057-711
チェックイン日時	2023-08-28(月) 17:30
チェックアウト日	2023-08-29(火)
宿泊代表者氏名	かなおか たかひろ様 さわだ かずひで様 くぼ ひろのり様 いずみ ひでゆき様 ほうさやま かずお様
申込人数 (1 部屋あたり)	1 人(大人:1 人 子供 0 人)
申込部屋数	5 部屋
部屋タイプ	スタンダードルーム(1 名利用) 禁煙室 (・広さ 11 平米・ベッド幅 142cm×1 台・Wi-Fi・有線 LAN 接続無料・携帯、スマホの充電に便利なベッド枕元にコンセント)

宿泊プラン名	<u>【営業再開記念】朝食付プラン</u>
--------	-----------------------

1 部屋あたり			
宿泊料金合計	11900 円		
食事条件	2023-08-28	夕食:大人 1 人 なし	追加料金 日合計: 0 円
	2023-08-29	朝食:大人 1 人 あり	追加料金 日合計: 0 円
総合計	11900 円 × 5 部屋 = 59500 円		

地図を拡大

視察・調査活動 実績報告書			整理番号	0504004-2	
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票			会派名	自由民主党	
			議員名	久保大憲	
■	調査研究費	起案日	会派承認欄		
□	研修費	2023.9.28	代表者	経理責任者	申請者
□	広報広聴費	承認日			
□	要請・陳情活動費	2023.9.29			
□	会議費	支払件数	支払日		R5.10.24
□	資料作成費	起案日	支払完了報告		
□	資料購入費	R5.10.24	代表者	経理責任者	申請者
□	人件費	承認日			
□	事務費	R5.10.27			
特記事項					
代表者久保議員に参加者共通の資料を添付する。 0501006 金岡 0502005 藤田 0503006 澤田 0504004 久保 0505005 泉 0508004 杵山					
項目		内容			
1	実施者	金岡議員、藤田議員、澤田議員、久保議員、泉議員、杵山議員（6人）			
2	実施日程	2023.8.28（月）～29日（火）			
3	行程	8/28 富山 12:22 発 16:00～17:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 8/29 9:30～15:40 省庁担当者によるレク 18:32 富山着			
4	視察1	調査先	参議院会館（以下 全て参議院会館）		
		面談者	総務省： 総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課 大橋課長補佐 消防庁： 国民保護・防災部防災課 太田災害対策官 国民保護・防災部防災課防災情報室 金子課長補佐 気象庁： 総務部企画課地域防災企画室 和田地域防災対策支援調整官 大気海洋部気象リスク対策課 森防災気象官 大気海洋部業務課 大坪係員 内閣府： 政策統括官付 参事官付 星尾風水害対策調整官		
		調査内容	防災について（以下全て、9月定例会に向けての調査）		
	視察2	面談者	国土交通省： 都市局都市計画課 柳田専門官、森岡専門官 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室 濱田企画専門官 伊手事務官		
調査内容		都市計画法について（法の解釈について）			

項 目		内 容
4	視察 3	調査先 参議院会館（以下 全て参議院会館）
		面談者 国土交通省： 都市局都市計画課 柳田専門官 森岡専門官
		調査内容 都市計画法について（市街化調整区域の開発について）
	視察 4	面談者 農林水産省： 農産局技術普及課 横田課長補佐 大臣官房政策課技術政策室 小花和課長補佐 農林水産技術会議事務局研究推進課 塩田課長補佐 大臣官房政策課技術政策室 永井係員
		調査内容 スマート農業について
	視察 5	面談者 国土交通省： 都市局都市安全課 宮川課長補佐、岩崎係長 住宅局参事官（建築企画担当）付 石井企画専門官 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 石井室長 不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室 家久来課長補佐 環境省： 水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 児玉室長補佐 松永係員
		視察内容 開発・盛り土・アスベスト・空き家に関する事項について
	視察 6	面談者 厚生労働省： 老健局高齢者支援課 井上施設係員 障害保険福祉部障害福祉課 横澤福祉財政係長 こども家庭庁： 成育局参事官（事業調整担当）付 浄土調整係長
		視察内容 福祉施設整備補助金について
	視察 7	面談者 厚生労働省： 老健局老人保健課 塚原企画法令係員 障害保険福祉部障害福祉課 長谷川評価・基準係長 こども家庭庁： 成育局保育政策課 香取課長補佐 支援局家庭福祉課 下間措置費係長 支援局障害児支援課 岡崎移行支援専門官
		視察内容 社会福祉施設における給与改善について

項 目	内 容
調査内容	前の頁の通り
5 市政への 影響・反映 等	視察 1 携帯事業者による緊急エリアメールについては、市が事業者と協議し、システムの費用を負担することで細分化できることがわかった。本市は広く、市民に適切な情報をタイムリーに届けることができるように検討を進めたい。 視察 2 国は、人口減少、少子超高齢化の社会にアジャストした都市計画を進めているが、本市の都市計画は、国の方針転換に追いついていない。法律の解釈や国の方針を確認できたので、本市の都市計画に反映されるよう働きかけていく。 視察 3 市街化調整区域と非線引き区域での開発について、条件が異なっていることを確認し、今後の中山間地において、一定程度の人口誘導による地域コミュニティの維持にどのような手法が可能なのか、活力都市創造部と共有し検討をしていきたい。 視察 4 スマート農業について、先進事例や補助制度について説明を受けた。市内の農家や営農組合で活用できるものもあったので、農林水産部と共有し農家にも働きかけたい。 視察 5 大山地域の事案について、どのような対応が可能なのか法や自治体の権限からヒントを頂いた。現時点でできる対応や、行政代執行などの選択肢がとれるよう、条例制定についても引き続き検討をしていきたい。 視察 6 地方の社会福祉法人の実態や経営状況などを国に伝えた上で、現在の物価高等による建設費の高騰に補助制度が追いついていないため、さらなる経営状況の悪化や施設の老朽化が深刻になる恐れがあり、改善を強く求めた。 視察 7 福祉事業の給与については、障害、子ども、高齢者と財源や成り立ちが違ふことから統一性がなく、複数の事業を行う事業者にとっては国が別々に補助や加算をする度に混乱が生じている。標準労務単価や人事院勧告のような人件費の指標となるような取り組み等、既に高い給与水準の法人や低い給与水準の法人がそれぞれの立場で恩恵を受けられるような制度設計を強く求めた。
その他	

項 目		内 容		
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費	支出金額	25,920 円	支出方法 ☒ 議員口座 (立替)
		支出先	西日本旅客鉄道(株)	
		支出内容	富山—東京 往復 グリーン席分は自己負担	
	日当	支出金額	6,000 円	支出方法 ☒ 議員口座 (立替)
		支出先	議員本人	
		支出内容	日当 2 日分	
	宿泊費	支出金額	11,900 円	支出方法 ☒ 議員口座 (立替)
		支出先	アパホテル	
		支出内容	宿泊料 (11,900×1 泊)	
	取引規定		☒ 抵触なし	
経費総額		43,820 円	按分率	100%
政務活動費支出額		43,820 円		

自由民主党視察日程表

日程：令和5年8月28日（月） ～ 8月29日（火）

8/28 (月)	はくたか562号 富山駅 12:22 発 東京駅 14:52 着 省庁レクチャー 16:00 ～ 17:00 アパホテルプライド 国会議事堂前 TEL 0570-057-711
---------------------	---

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年8月28日～8月29日
視察・調査予定地	1日目: 富山駅～東京駅～省庁レク～アパホテルプライド国会議事堂前宿泊 2日目: 宿泊ホテル～省庁レク～東京駅～富山駅

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
8 ・ 28	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	11,900	27,860
		6,600	6,360					
8 ・ 29	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,960
		6,600	6,360					
・								0
・								0
・								0
・								0
・								0
小 計		13,200	12,720	0	0	6,000	11,900	
合 計		13,200	12,720	0	0	6,000	11,900	43,820

参加人数

6 人

著作権法により
公開できません

著作権法により
公開できません

支 払 証 明 書

会派名

自由民主党

議員名

久保 大憲

経費項目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報広聴費	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費	☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費
支払金額	25,920円		
支払内容・内訳	東京視察(参議院議員会館)における交通費 富山駅～東京駅 電車 12,960円 東京駅～富山駅 電車 12,960円		
支払年月日	令和5年8月28日		
支払先	西日本旅客鉄道株式会社		

上記金額を、政務活動費として支払ったことを証明する。

5年 10月 24日

会派名

自由民主党

経理責任者氏名

久保 大憲



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A 4 版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B 6 版、A 6 版など、小さい用紙は貼ってください。)



APA HOTELS&RESORTS

領 収 書

自由民主党 久保 大憲 様
領収金額 ￥11,900(内消費税等 ￥1,081)
現金にて11,900円
領収いたしました。

10%対象 ￥11,900 消費税 ￥1,081

アパホテルブライド〈国会議事堂前〉
TEL 03-5157-2811印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂3丁目2-3

取引番号:001002P082812868 2023/08/28 17:18

お部屋番号: 1234

お名前 : クボヒロノリ様
ご人数 : 1
宿泊期間 : 2023/08/28 - 2023/08/29

APA HOTELS&RESORTS

領 収 書

自由民主党 久保 大憲 様
領収金額 ￥11,900(内消費税等 ￥1,081)
現金にて11,900円
領収いたしました。

10%対象 ￥11,900 消費税 ￥1,081

アパホテルブライド〈国会議事堂前〉
TEL 03-5157-2811印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済アパホテル株式会社
作成地
東京都港区赤坂3丁目2-3

取引番号:001002P082812868 2023/08/28 17:18

お部屋番号: 1234

お名前 : クボヒロノリ様
ご人数 : 1
宿泊期間 : 2023/08/28 - 2023/08/29※ 領収書は感熱紙
の為、コピーを添付

視察1



総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 安全・信頼性対策課

課長補佐

大橋

豊

OHASHI

Yutaka

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL: 03-5253-5858 FAX: 03-5253-5863

E-mail: y2.oohashi@soumu.go.jp

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官

太田 雅人



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
電話 03-5253-5111 (代表)
03-5253-7526 (直通)
FAX 03-5253-7536 (直通)
E-mail: m2.ohta@soumu.go.jp

消防庁 国民保護・防災部
防災課 防災情報室

課長補佐

金子 洋



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 (03) 5253-5111 (代表)

(03) 5253-7526 (直通)

FAX (03) 5253-7536

E-mail h3.kaneko@soumu.go.jp

気象庁

総務部 企画課 地域防災企画室

地域防災対策支援調整官

和田 豊

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

TEL: 03-6758-3900 (内線2212)

03-3434-9074 (直通)

Email: y-wada@met.kishou.go.jp

気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課
防災気象官

森 浩俊

MORI Hirotoshi



〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

Tel: 03-6758-3900 (内線 4251)

E-mail: hirotoshi-mori@met.kishou.go.jp



内閣府

内閣府 政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (調査・企画担当) 付

風水害対策調整官

星尾 日明

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館

電話 03-5253-2111 内線 51296

直通 03-3501-5693 FAX 03-3501-6820

E-mail: akira.hoshio.r5r@cao.go.jp

視察 2.3



国土交通省 都市局
都市計画課

企画専門官

柳田 穰

YANAGITA YUTAKA

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel: 03-5253-8410
内線 32662
Fax: 03-5253-1590
E-mail: yanagita-y82ac@mlit.go.jp



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Kagawa's Meeting



国土交通省 都市局
都市計画課

企画専門官 森岡 信人

MORIOKA Nobuto

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel: 03-5253-8111 (内線 32-652)
03-5253-8410 (直通)
Fax: 03-5253-1590
E-mail: morioka-n2fu@mlit.go.jp



国土交通省 水管理 国土保全局
下水道部 下水道企画課
管理企画指導室

企画専門官 濱田 晋

HAMADA Susumu

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel: 03-5253-8111 (内線 34152)
03-5253-8428 (直通)
Fax: 03-5253-1596
E-mail: hamada-s2ys@mlit.go.jp



国土交通省 水管理 国土保全局
下水道部 下水道企画課
管理企画指導室 経営係

伊手 紳悟

ITE Shingo

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel: 03-5253-8111 (内線 34-153)
03-5253-8428 (直通)
E-mail: ite-s2qm@mlit.go.jp



視察 4

農林水産省



農産局 技術普及課
農業支援サービスユニット

課長補佐 横田 真一郎

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-3502-8111 (内線4799)
TEL: 03-6744-2218 (ダイヤルイン)
FAX: 03-3597-0142
E-mail: shinichiro_yokota650@maff.go.jp

農林水産省



大臣官房 政策課 技術政策室 推進班

課長補佐 小花和 宏之

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-6744-0408 (FHS: 80590)
FAX: 03-6744-0204
E-mail: hiroyuki_obanawa540@maff.go.jp

農林水産省

農林水産技術会議事務局
研究推進課

課長補佐 (先端技術実証班) 塩田 法矢

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-3502-8111 (内線5897)
03-6744-7043 (ダイヤルイン)
FAX: 03-3593-2209
E-mail: noriya_shioda680@maff.go.jp

農林水産省



大臣官房 政策課 技術政策室 技術調整班 調整第3係

永井 美帆

〒100-8950
東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
TEL: 03-3502-5524 (直通)
FAX: 03-6744-0204
E-mail: miho_nagail60@maff.go.jp

視察 5



国土交通省 都市局
都市安全課

(併) 大臣官房参事官 (宅地・盛土防災担当) 付

課長補佐 宮川 武広
MIYAGAWA Takehiro

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 32592)
: 03-5253-8407 (夜間直通)
Fax : 03-5253-1589
E-mail: miyagawa-t2xn@mlit.go.jp



国土交通省 都市局
都市安全課 盛土調整係長

(併) 大臣官房参事官 (宅地・盛土防災担当) 付

岩崎 裕志

IWASAKI HIROSHI



国土局
イメージキャラクター
モリオくん

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 32-423)
: 03-5253-8401 (直通)
Fax: 03-5253-1587
E-mail: iwasaki-h2sy@mlit.go.jp



国土交通省 住宅局
参事官 (建築企画担当) 付

企画専門官

石井 宏典

ISHII Kosuke

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 39-563)
: 03-5253-8126 (直通)
Fax: 03-5253-1630
E-mail: ishii-k22y@mlit.go.jp



国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
住環境整備室長

石井 秀明

ISHII Hideaki

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 39851)
: 03-5253-8508 (直通)
E-mail: ishii-h2ms@mlit.go.jp



国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐

家久来 隆男

KAKURAI Takao

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 24-715)
Fax: 03-5253-1553
E-mail: kakurai-t2yz@mlit.go.jp



環境省

水・大気環境局 環境管理課
環境汚染対策室

室長補佐 児玉 康宏

〒100-8975
東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館 25 階
電話 (03)3581-3351 直通 (03)5521-8293
E-mail YASUHIRO KODAMA@env.go.jp
kanri-kankyo@env.go.jp



環境省

水・大気環境局 大気環境課
排出基準係

松永 季実果

〒100-8975
東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館 25 階
電話 (03)3581-3351 内線 22019
直通 (03)5521-8293
E-mail KIMIKA_MATSUNAGA@env.go.jp



厚生労働省

老健局 高齢者支援課 施設係

井上 哲朗

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03(5253)-1111 内線 3927
直通 03(3595)-2888
FAX 03(3595)-3670
E-mail: inoue-tetsurou.9p9@mhlw.go.jp

視察 6

こども家庭庁
成育局参事官(事業調整担当) 付
事業係長・調整係長

じょうど そうた

浄土 創太

100-6090
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 21 階
03-6863-0286
jodo.sota.i45@cfa.go.jp

視察 7



厚生労働省 老健局老人保健課

企画法令係

塚原 遊尋

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話(03)5253-1111 内線 3948
直通(03)3595-2490
FAX(03)3595-4010
E-mail: tsukahara-yuujin.xt6@mhlw.go.jp

成育局保育政策課公定価格担当室

課長補佐

か と り

香 取 徹

100-6090
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 21 階
03-6858-0126 (担当係直通)
katori.toru.485@cfa.go.jp



№0504004

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 横澤 正樹

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 (03)5253-1111 内線 3035
直通 (03)3595-2528
FAX (03)3591-8914
E-mail: yokozawa-masaki@mhlw.go.jp

こどもみんなが
こども家庭庁



厚生労働省

障害保健福祉部 障害福祉課

評価・基準係長

長谷川 正太

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 (03)5253-1111(内線 3036)
直通 (03)3595-2528
FAX (03)3591-8914
E-mail: hasegawa-shouta@mhlw.go.jp

こども家庭庁 支援局

家庭福祉課 措置費係長

しもま さとし

下間 聡

100-6090
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20 階
03-6859-0137 (担当係直通)
shimoma.satoshi.b8i@cfa.go.jp

支援局障害児支援課

こどもみんなが
こども家庭庁

おかざき としひこ

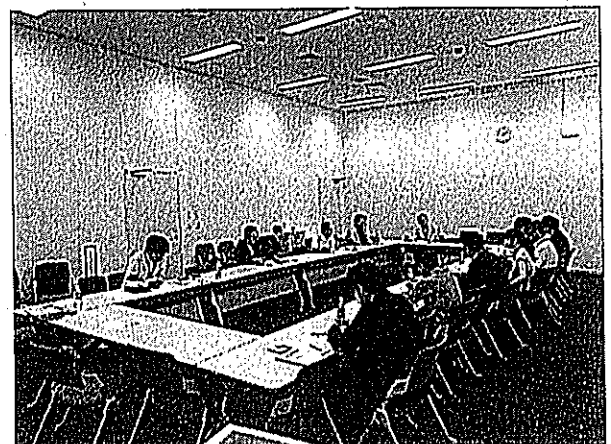
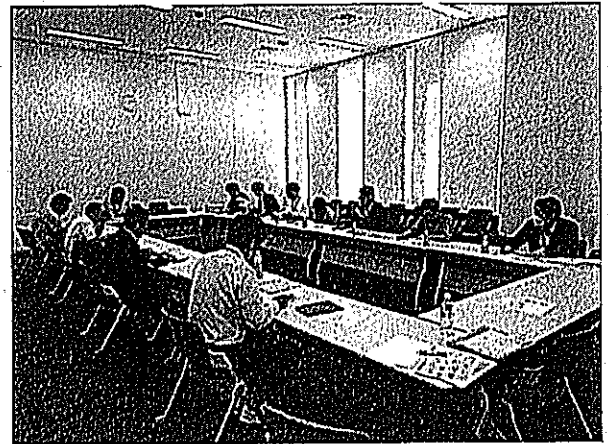
移行支援専門官 岡崎 俊彦

100-6090
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20 階
03-6861-0063 (障害児支援課)
okazaki.toshihiko.254@cfa.go.jp

視察(28日)



視察(29日)



振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額	43,820 円
-----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

5年 10月 24日

経理責任者

久保 大憲



氏 名	久保大憲	受領印	
-----	------	-----	--



年 月 日	摘 要	お 支 払 い 金 額 (円)	お 預 かり 金 額 (円)	差 し 引 き 残 高 (円)
105-10-23		*39,930	キヨウト"ウシテム"コピー機	*5,742,892
205-10-23		*17,710	キヨウト"ウシテム"リース	*5,725,182
305-10-23		*15,400	キヨウト"ウシテム"パソコン	*5,709,782
405-10-23*		*12,712	タブレット通信料 9月分	*5,697,070
505-10-24*		*43,820	普通預金 保険料	*5,653,250
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 前項のご振出のあるお取引のときは年月日欄に○と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー ()
 トリクター ()

お支払いできる日
 お支払できる期間は、所定の
 利率で引き上げとなります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号		0504005-1	
		会派名		自由民主党	
		議員名		久保 大憲	
■ 調査研究費		会 派 承 認 欄			
□ 研 修 費		起 案 日	代表者	経理責任者	申請者
□ 広報広聴費		2023.10.24			
□ 要請・陳情活動費		承 認 日			
□ 会 議 費		2023.10.27			
□ 資料作成費		特 記 事 項			
□ 資料購入費		代表者久保議員に参加者共通の資料を添付する。 0501010 金岡 0502008 藤田 0503009 澤田 0504005 久保 0505008 泉 0507004 江西			
□ 人 件 費					
□ 事 務 費					
項 目		内 容			
1	実施者	金岡議員、藤田議員、澤田議員、久保議員、泉議員、江西議員（6人）			
2	実施日程	2023.11.6（月）～7日（火）			
3	行程	11/6 富山 9:10 発 13:10～17:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 11/7 10:00～12:00 省庁担当者によるレク 15:54 富山着			
4	視 察 1	調査先	参議院議員会館(予定)		
		面談予定者	所管省庁 担当課 担当者（調整中）		
		調査の 目的、内容	1 2月定例会一般質問等の事前調査として以下の項目について国の方針等について調査研究するもの。 ①6日 13:10～ 公営墓地の無縁仏化への対策について ②6日 14:00～ 一般家庭に退蔵されたごみの処分に関する考え方について ③6日 15:00～ 除雪費について ④6日 16:00～ 住宅リフォーム事業者団体登録制度について ⑤7日 10:00～ 都市計画と学校について ⑥7日 11:00～ 給食費について		
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額	旅費	25,520 円（新幹線代）		
		日当	6,000 円		
		宿泊費	9,800 円		
		合計額	41,320 円		
		充当率	100%		
		支出額	41,320 円		
6	取引規定	■抵触なし			

自由民主党視察日程表(参議院議員会館)

日程：令和5年11月6日（月） ～ 11月7日（火）

11/6 (月)	かがやき506号 富山駅 9:10 発 東京駅 11:20 着 省庁レクチャー 13:10 ～ 17:00 赤坂陽光ホテル
11/7 (火)	赤坂陽光ホテル 省庁レクチャー 10:00 ～ 12:00 東京駅 13:24 発 はくたか565号 富山駅 15:54 着

著作権法により
公開できません

著作権法により
公開できません

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年11月6日～7日
視察・調査予定地	1日目:富山～参議院議員会館～都内宿泊 2日目:～参議院議員会館～富山

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
11 ・ 6	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	9,800	25,560
		6,600	6,160					
11 ・ 7	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,760
		6,600	6,160					
小 計		13,200	12,320	0	0	0	0	
合 計		13,200	12,320	0	0	6,000	9,800	41,320

参加人数

6人

ご旅行代金見積書

令和5年10月24日

観光庁長官登録旅行業第1403号

新富観光株式会社

〒939-8195 富山市土野322

TEL 076-428-5544

FAX 076-428-2322

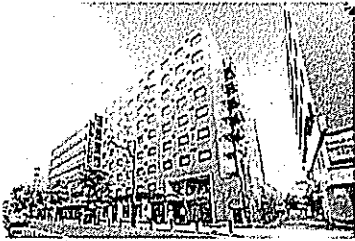
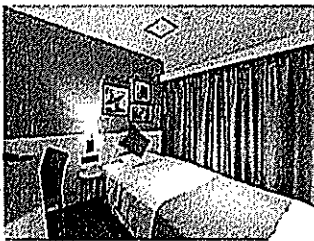
富山市議会 自由民主党様

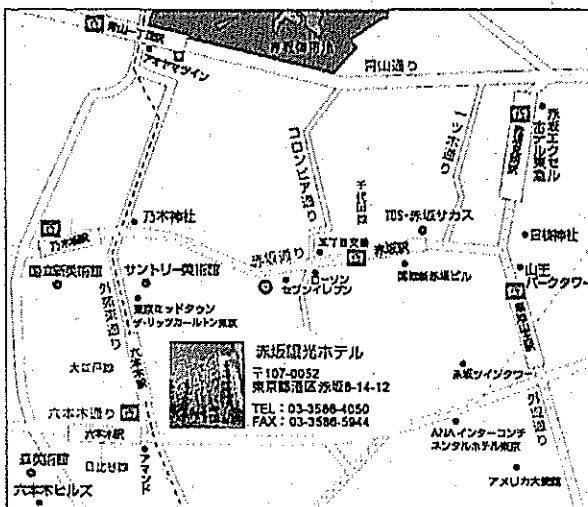
総合旅行業務取扱管理者

担当者

ご旅行の代金を次の通りご見積申し上げます。

☆ 期間 2023年11月6日(月)～11月7日(火) 1泊2日
 ☆ 方面 東京都内
 ☆ 参加人数 6 名

No	項目	人数/数量	単価	料金	摘要
1	宿泊代	6 名	¥9,800	¥58,800	1泊朝食付き(1名1室利用)
2	【宿泊ホテル】 赤坂陽光ホテル 東京都港区赤坂6-14-12 TEL03-3586-4050  				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10				¥0	



◎参加人数 6名様として算出

お一人様	¥9,800
総旅行費	¥58,800

(税金込)

【見積書内訳】

参加議員：金岡貴裕、藤田克樹、澤田和秀、
 久保大憲、泉 英之、江西照康 以上6名
 宿泊代：9,800円×6名＝58,800円

合計 58,800円

*ご旅行費用見積書に変更が生じる場合には事前にご連絡申し上げます。

*参加人数変更の場合、単価が変わることがあります。

*旅行業約款により、ご予約の取消につきましては次の通り違約料(キャンセル料)を申し受けます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除

旅行開始日の前日に解除する場合

旅行開始当日に解除する場合

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

旅行代金の20%に相当する額

旅行代金の30%に相当する額

旅行代金の40%に相当する額

旅行代金の50%に相当する額

旅行代金の100%に相当する額

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0504005-2	
				会派名	自由民主党	
				議員名	久保大憲	
■	調査研究費	起案日		会派承認欄		
□	研修費	2023. 11. 27		代表者	経理責任者	申請者
□	広報広聴費	承認日				
□	要請・陳情活動費	2023. 11. 28				
□	会議費	支払件数	/	支払日	2023. 12. 22	
□	資料作成費	起案日		支払完了報告		
□	資料購入費	2023. 12. 22		代表者	経理責任者	申請者
□	人件費	承認日				
□	事務費	2023. 12. 25				
特記事項						
代表者久保議員に参加者共通の資料を添付する。 0501010 金岡 0502008 藤田 0503009 澤田 0504005 久保 0505008 泉 0507004 江西						
項目		内容				
1	実施者	久保議員、江西議員（全行程参加） 金岡議員、藤田議員、澤田議員、泉議員（視察4～6のみ参加）				
2	実施日程	2023. 11. 6（月）～7日（火）				
3	行程	11/6 富山 9:10 発 13:10～17:00 省庁担当者によるレク 東京都内泊 11/7 10:00～12:00 省庁担当者によるレク 15:54 富山着				
4	視察1	調査先	視察1～4（衆議院第一議員会館）視察5～6（参議院議員会館）			
		面談者	厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課 生活衛生調整企画官 篠原 智仁 様（他1名）			
		調査内容	公営墓地の無縁仏化への対策について （以下全て、12月定例会に向けての調査）			
	視察2	面談者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 主査 藤井 遼 様 廃棄物処理システム脱炭素 係長 北垣 芳彦 様			
		調査内容	一般家庭に退職されたごみの処分に関する考え方について			
	視察3	面談者	国土交通省 道路局 環境安全・防災課 課長 伊藤 高 様 道路防災対策室 室長 寺沢 直樹 様 道路防災対策室 安全企画係長 辻 裕和 様			
		調査内容	除雪費について			
	視察4	面談者	国土交通省 都市局 都市計画課 土木施設係長 鈴木 雄也 様			
		調査内容	住宅リフォーム事業者団体登録制度について			
	視察5	面談者	文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 室長補佐 本岡 寛子 様 他3名			
視察内容		都市計画と学校について				

項 目			内 容
4	視 察 6	面談者	文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 課長補佐 関口 直樹 様 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 課長補佐 高島 寛 様 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 課長補佐 堂脇 義音 様
		視察内容	給食費について
5	市政への 影響・反映 等	調査内容	前の頁の通り
			視察 1 公営墓地における無縁仏や墓じまいは今後増えることが予想され、本市の公営墓地においても対応が必要となってきたが、国も問題意識は持っているものの解決につながるような有益な情報はなかった。 視察 2 一時大量ゴミの処分においては、運搬や処分に対する法規制が厳しく、市としても適切な規制や情報提供が必要と感じた。一方で、いとまがない場合などは、市直営の収集では対応しきれない側面もあり、今後の対応について調査研究を続けたい。 視察 3 本市は除雪事業者に対して待機料を支払っていないが、国や県は支払っている。国としても待機料の支払いは適正な費用と考えており、地方にもその旨を伝えているとのことだった。12月定例会において、他市の調査研究を促すように質問したい。 視察 4 住宅リフォーム団体の認証については、悪質リフォーム業者の被害防止等でも有益だが、制度の周知が不十分である。業者は一定の地域で一定の期間活動することが多いことから、きめの細かい対応ができるように国が作成したチラシの配布など、周知方法について検討を重ねたい。 視察 5 学校の統廃合が都市計画に与える影響は大きいにも関わらず、国交省と文科省の担当者の意識は希薄だった。直面する基礎自治体としてはもう少し国が問題意識を共有し連携を図って欲しい。学校の統廃合の影響については調査研究を継続したい。 視察 6 給食費の無償化については現在調査中とのことで進捗はわからなかった。公会計化については国が推奨し、全国的に導入している自治体が増えている中、富山県内はゼロと全国最下位だった。公会計化は教職員の多忙化解消にもつながることから、本市でも導入するよう働きかけたい。
		その他	

項 目		内 容				
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費	支出金額	25,520 円	支出方法	■ 議員口座 (立替)	
		支出先	西日本旅客鉄道(株)			
		支出内容	富山—東京 往復 グリーン席分は自己負担			
	日当	支出金額	6,000 円	支出方法	■ 議員口座 (立替)	
		支出先	議員本人			
		支出内容	日当 2 日分			
	宿泊費	支出金額	9,800 円	支出方法	■ 議員口座 (立替)	
		支出先	新富観光サービス (株)			
		支出内容	宿泊料 (9,800×1 泊)			
	取引規定		■ 抵触なし			
経費総額		41,320 円	按分率	100%		
政務活動費支出額		41,320 円				

令和5年12月14日

経緯書

自由民主党

令和5年11月6日～7日東京視察の報告書を作成した際、視察4と視察5の面談者の記載に誤りがあったので修正報告するもの。

削除：視察4面談者 国土交通省 都市局都市計画課

土木施設係長 鈴木 雄也様

追加：視察4面談者 国土交通省 住宅局住宅生産課

住宅ストック活用・リフォーム推進官 杉浦 美奈様

視察5面談者 国土交通省 都市局都市計画課

土木施設係長 鈴木 雄也様 (視察4→視察5)

視察1



厚生労働省

健康・生活衛生局 生活衛生課

ひとくらし
かしのために

生活衛生調整企画官 篠原 智仁

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 代 表 : 03-5253-1111 (内線 2414)
 直 通 : 03-3595-2301
 F A X : 03-3501-9554
 E-mail : shinohara-tomohito.b89@mhlw.go.jp

視察2



環境省

環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

主 査 藤 井 遼
 FUJII RYO

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 代表: 03-3581-3351 内線 25258
 E-mail: RYO_FUJII@env.go.jp



環境省

Ministry of the Environment

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理システム脱炭素係長

北 垣 芳 彦
 KITAGAKI YOSHIHIKO

〒100-8975
 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 TEL 03-5521-9273 (直通)
 TEL 03-3581-3351 内線 25252
 E-mail: YOSHIHIKO_KITAGAKI@env.go.jp

視察3

国土交通省 道路局
環境安全・防災課長

伊 藤 高

ITO Takashi

〒100-8918
 東京都千代田区霞が関 2-1-3
 Tel : 03-5253-8111 (内線 38-101)
 E-mail : itoh-t2cv@mlit.go.jp

国土交通省 道路局
環境安全・防災課 道路防災対策室
室長

寺 沢 直 樹

〒100-8918
 東京都千代田区霞が関 2-1-3
 Tel : 03-5253-8111 (内線 38-251)
 : 03-5253-8489 (直通)
 E-mail: terasawa-n86vc@mlit.go.jp

国土交通省
道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室
安全企画係長

辻 裕 和

〒100-8918
 東京都千代田区霞が関 2丁目1番3号
 中央合同庁舎3号館
 Tel : 03-5253-8111 (内線 38-288)
 Fax : 03-5253-1622
 E-mail: tsuji-h84cn@mlit.go.jp

視察4



国土交通省

住宅局 住宅生産課

住宅ストック活用・リフォーム推進官

杉 浦 美 奈

〒100-8918
 東京都千代田区霞が関 2-1-3
 Tel : 03-5253-8111 (内線 39-402)
 : 03-5253-8510 (夜間直通)
 Fax: 03-5253-1629
 E-mail: sugiura-m2uw@mlit.go.jp

視察5



文部科学省

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
室長補佐

もとおか よしこ
本岡 寛子

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 [内線3745]
03-6734-2007 [直通]
E-mail: mofooko@mext.go.jp



国土交通省

都市局 都市計画課
土木施設係長

鈴木 雄也

SUZUKI Yuya

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel: 03-5253-8111 (内線 32-666)
03-5253-8409 (直通)
Fax: 03-5253-1590
E-mail: suzuki-y8311@mlit.go.jp

視察6



文部科学省

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

課長補佐 関口 直樹

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111 [内線5057]
03-6734-2095 [直通]
Email: nsekky07@mext.go.jp

農林水産省



農村振興局 農村政策部 都市農村交流課

課長補佐(地域資源活用企画班)

高島 寛

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111 (代表) 内線5446
直通 03-6744-2497
E-mail: hiroshi_takashima400@maff.go.jp

MAFF

農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課

課長補佐 (食育総括) 堂脇 義音



〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111 内線 4576
直通 03-6744-1971
E-mail: akito_dowaki080@maff.go.jp

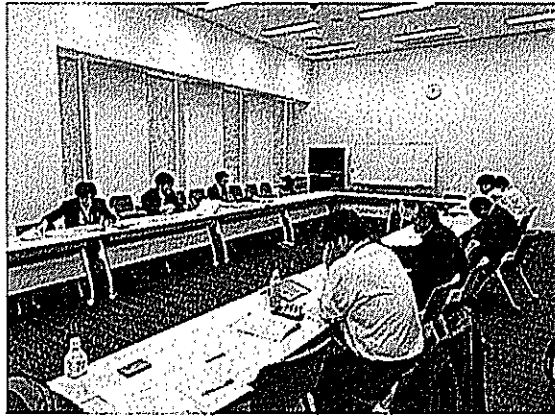
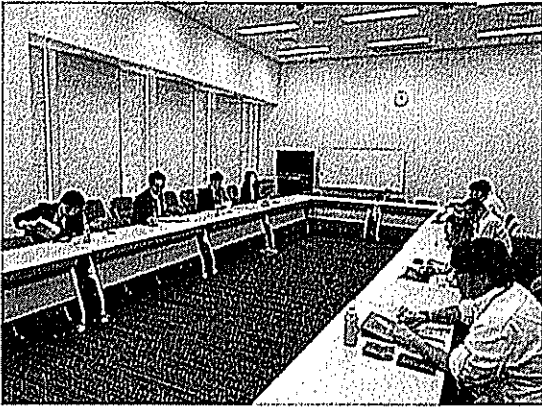
食育の推進



視察(6日)



視察(7日)



現在位置： [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [ごみ・上下水道・住宅](#) [ごみ・リサイクル](#) [家庭から出るごみ・リサイクル](#) [ごみの出し方](#)
一時多量ごみ制度

一時多量ごみ制度

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

2020年7月10日

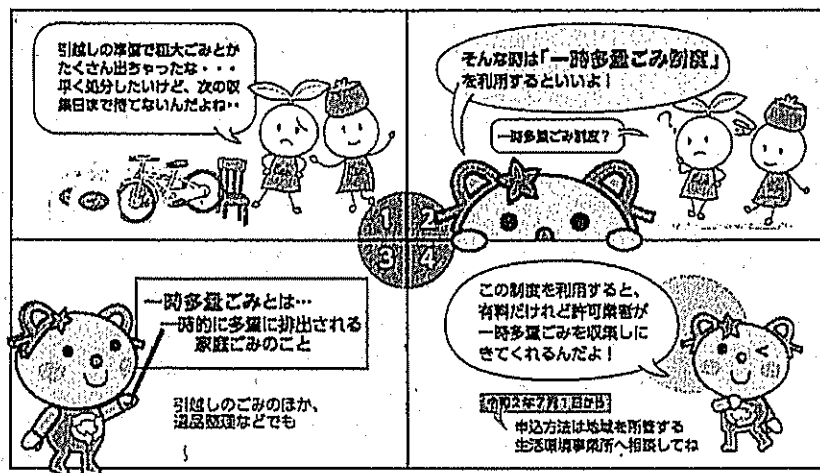
コンテンツ番号113718

「一時多量ごみ制度」が利用できます（有料）

一時多量ごみとは、一時的に多量に発生する家庭系ごみのことです。

引越しや、遺品整理等で出る多量のごみです。

希望日に出したいとき、一度に出したいときに利用する制度です。



利用のしかた

まずは、[生活環境事業所](#)へ相談してください。

手順

- 1 許可業者を選びます（許可業者一覧）
- 2 生活環境事業所に「一時多量ごみ申込書(PDF形式, 61.35KB)」を提出します
- 3 分別したごみを許可業者に引き渡します
- 4 許可業者が施設へ搬入します

注意点

費用は、部屋の大きさ、ごみの量、屋内からの持ち出し有無など、利用するサービスのメニューによって異なります。

費用は、許可業者によって異なります。必ず許可業者から見積もりを取って、契約してください。

無許可の業者は利用しないように気をつけてください。

制度のあらまし

これまで、引越しや遺品整理などで出た多量のごみについては、部屋の明け渡しまでに日にちに余裕がない場合や、休日にしか出せない場合など、どうしても市の収集日に出せない場合、粗大ごみについては事前相談のうえ、生活環境事業所へ持ち込むこともできましたが、普通ごみや資源物は、通常の収集日に小分けにして排出をお願いしていました。

近年、高齢社会の進展などにより、遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみのニーズが増加してきたことから、一時多量ごみの制度を整備することで、令和2年7月1日から一般廃棄物収集運搬業許可業者を利用した有料での排出が可能となりました。

ポイント

川崎市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の収集対象に一時多量ごみを拡充しました。

市民の皆様は許可業者と契約して、許可業者に収集してもらうことができるようになります。

許可業者を利用することで、通常のごみ収集以外の対応が柔軟にできるようになりました。

Q&A

「一時多量ごみ申込書」はどこで手に入るの？

下記の様式です。生活環境事業所でもお渡ししています。

申込書

☒ [一時多量ごみ申込書\(PDF形式, 61.35KB\)](#)
一時多量ごみの申込書

許可業者はどうやって選べばいいの？

下記リンクの許可業者の一覧から選んでください。

(注意) 市の許可は「一時多量ごみ」のほかに「事業系一般廃棄物」や「産業廃棄物」がありますので、必ず「一時多量ごみの許可業者」を選んでください。

関連記事

[一時多量ごみ 許可業者情報](#)
一覧に記載の無い業者に依頼することはできません。

「一時多量ごみ申込書」の記載方法や提出方法を教えて！

原則として搬入申込者ご本人が記入し、地域を所管する生活環境事業所にご提出ください。

なお、搬入申込書の裏面は、必要な情報が「許可業者からの御見込み書」に記載されていれば、添付して代用することもできます。

(注意) 一時多量ごみ申込書については、原則本人が記入してください。第三者が代理で記入する場合には、関係法令による制限がかかる場合がありますので御注意ください。

引き取ってもらえないものはありますか？

川崎市の分別（8分別・9品目）以外が対象外となります。

処理困難物や家電4品目など、市が収集できないものは引き取り出来ません。

関連記事

[市で収集できないもの](#)
処理困難物や家電4品目など、市で収集していないものとし方についての説明

問い合わせ先

制度開始は令和2年7月1日から

関連記事

[生活環境事業所一覧](#)
生活環境事業所の電話番号・所在地など

チラシ等

☒ [許可業者による一時多量ごみの収集制度が利用できます\(PDF形式, 248.99KB\)](#)
一時多量ごみ制度の概要

このページに関してご意見を頂戴ください

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抄）

（措置命令）

第十九条の四 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- 三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

- 2 市町村長は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。
- 3 市町村長は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。
- 4 市町村長は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
- 5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。

除雪の待機料について

令和5年11月6日
国土交通省道路局
環境安全・防災課



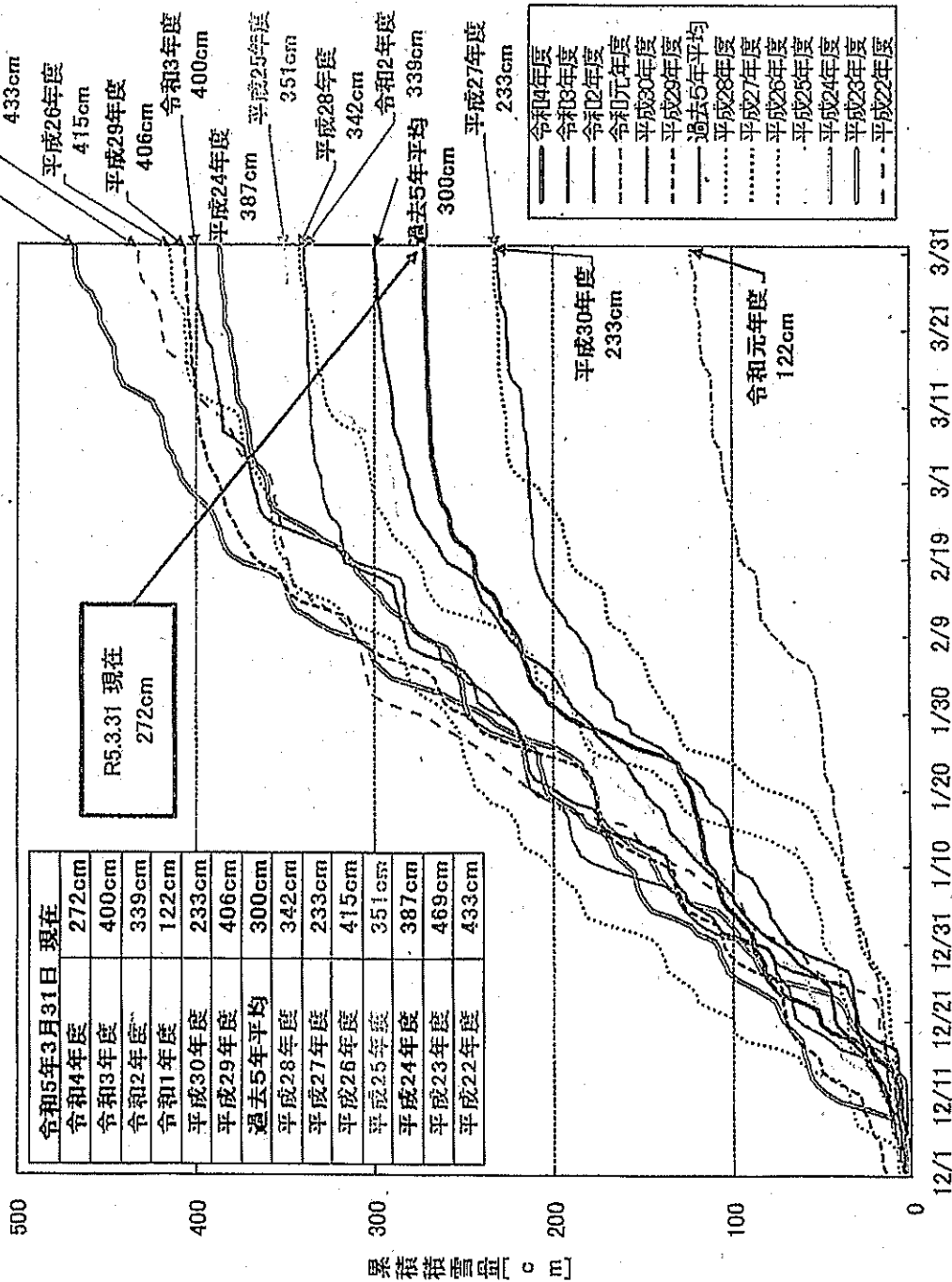
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 令和4年度 冬期累積降雪量

令和5年3月31日現在

累積降雪量(全国平均)



※平成22、23、24、25、26、29年度、令和2、3、4年度に臨時市町村道除雪費補助を実施

道府県別累積降雪量

道府県	令和4年度 (A)	過去5年 平均(B)	単位:cm	
			(A)-(B)	(A)/(B)
北海道	308	316	-8	0.97
青森県	426	398	28	1.07
岩手県	294	325	-31	0.90
宮城県	265	372	-107	0.71
秋田県	518	509	9	1.02
山形県	492	513	-21	0.96
福島県	564	635	-71	0.89
栃木県	184	255	-71	0.72
群馬県	242	316	-74	0.77
長野県	242	291	-49	0.83
新潟県	421	453	-32	0.93
富山県	190	326	-136	0.58
石川県	123	128	-5	0.96
岐阜県	239	353	-114	0.68
福井県	156	196	-40	0.80
滋賀県	57	142	-85	0.40
京都府	98	120	-22	0.82
兵庫県	193	264	-71	0.73
鳥取県	153	123	30	1.24
島根県	171	136	35	1.26
岡山県	221	141	80	1.57
広島県	358	303	55	1.18
山口県	107	86	21	1.24
全国平均	272	300	-28	0.91
内地平均	269	299	-30	0.90

数字:過去5年平均以上2倍未満

赤字:過去5年平均2倍以上

※データは道路管理用に道庁等で観測した観測所各地域における指定雪量観測点(103地点)の平均値
※(過去5年平均)とはH29~R3年度の平均値

№0504005

2. 除雪作業を担う地域建設業の確保

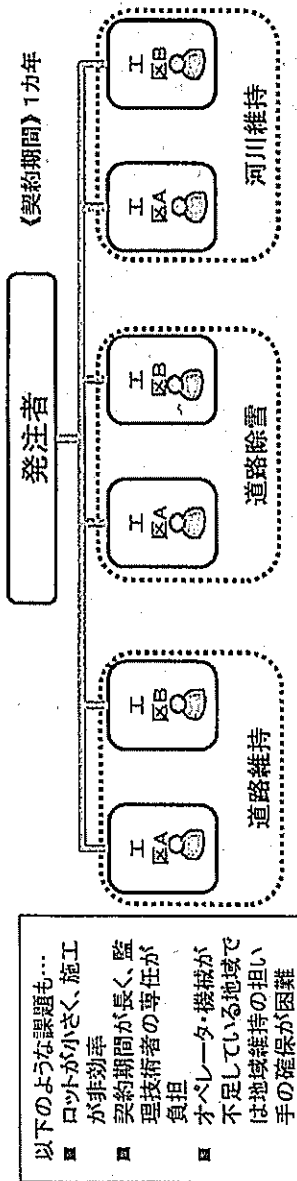
出典：令和4年度開催 冬期道路交通確保対策検討委員会資料（抜粋）

- 少雪時も含めて適正な利潤が確保できるよう地域維持型契約方式（複数年契約・複数業務の一括発注）の活用や予定価格の適正な設定について、国から地方公共団体に要請（待機費用及び固定的経費の計上についても、国から地方公共団体に助言）
- 直轄の除雪工事においては、令和3年度から少雪時に固定的経費を試行計上

【地域維持型契約方式】

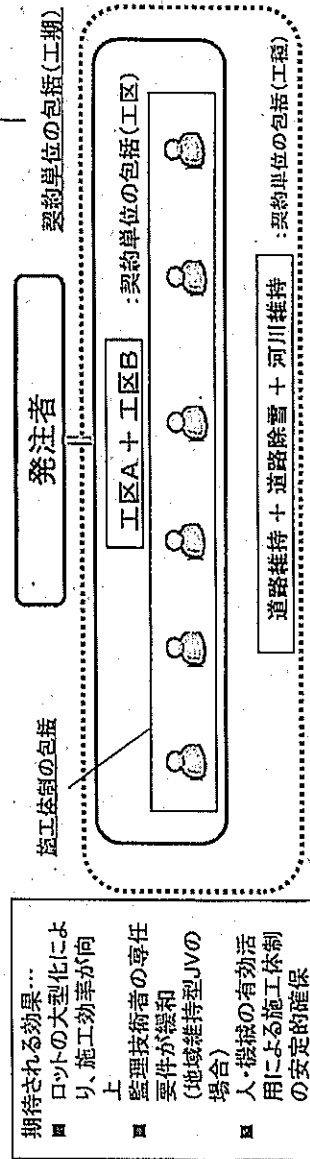
地域の社会資本の維持管理（災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど）について、包括的な事業の契約単位（工種・工区・工期）や地域企業による包括的な体制で実施する方式

従来の方式（業務・工事を個別に発注）



- 以下のような課題も...
- ロットが小さく、施工が非効率
 - 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
 - オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難

地域における社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約・複数業務の一括発注・共同受注方式）



- 期待される効果...
- ロットの大型化により、施工効率が向上
 - 監理技術者の専任要件が緩和（地域維持型JVの場合）
 - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保

※このうち、地域精通度の高い建設業者が実施主体となる方式を地域維持型契約方式と呼ぶ

【待機料制度】 【最低補償制度】

	自治体の内容例
待機料制度	・ 県の指示による待機時の人員を対象としている。単価は県設定単価としている ・ 大雪警報・注意報発令時に、土木一般世話役1名の待機費用（2時間）の支払いを行う ・ 待機場所は、自宅・会社問わない ・ 業者の待機実績に合わせ、稼働の有無に因らず待機料を支払う
最低補償制度	・ 除雪機械の不稼働日分の損料について、実績に併せて設計計上する ・ 稼働時間にかかわらず人件費を補償する。12月15日から3月14日までを「基本待機補償期間」と定め、この期間に最大で60日（660時間）分の費用を補償する

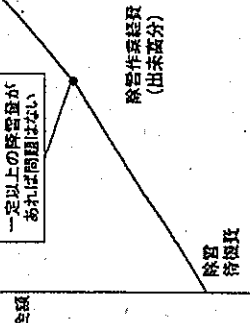
【固定的経費】

国土審議会第15回豪雪地帯対策分科会 資料

■ <現状の積算>

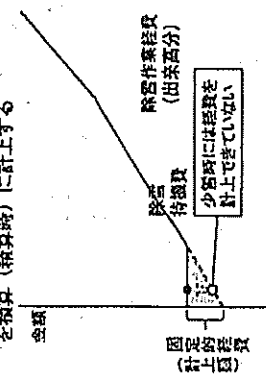
・ 待機費+出来高を支払う

一定以上の除雪量があれば問題はない



■ <少雪時における積算イメージ>

・ 少雪時においても固定的に発生する経費を積算（積算時）に計上する



—— 待機料+出来高による支払ライン

—— 少雪時における支払ライン

—— 待機料+出来高による支払ライン

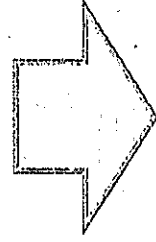
—— 少雪時における支払ライン

※除雪作業経費（出来高分）及び除雪待機料には間接費を含む
※図表は金額の大きさをあててイメージ

3. 除雪契約に関するアンケート調査(令和2年度実施)

○令和2年度に全国の積雪寒冷地域の国、道府県・政令市、市町村の道路管理者に対してアンケートを実施

○雪の降り方が変化し、除雪作業の担い手の確保が課題となっている現状を踏まえ、除雪作業の契約方法について、各地の状況を把握し、収集した好事例を共有



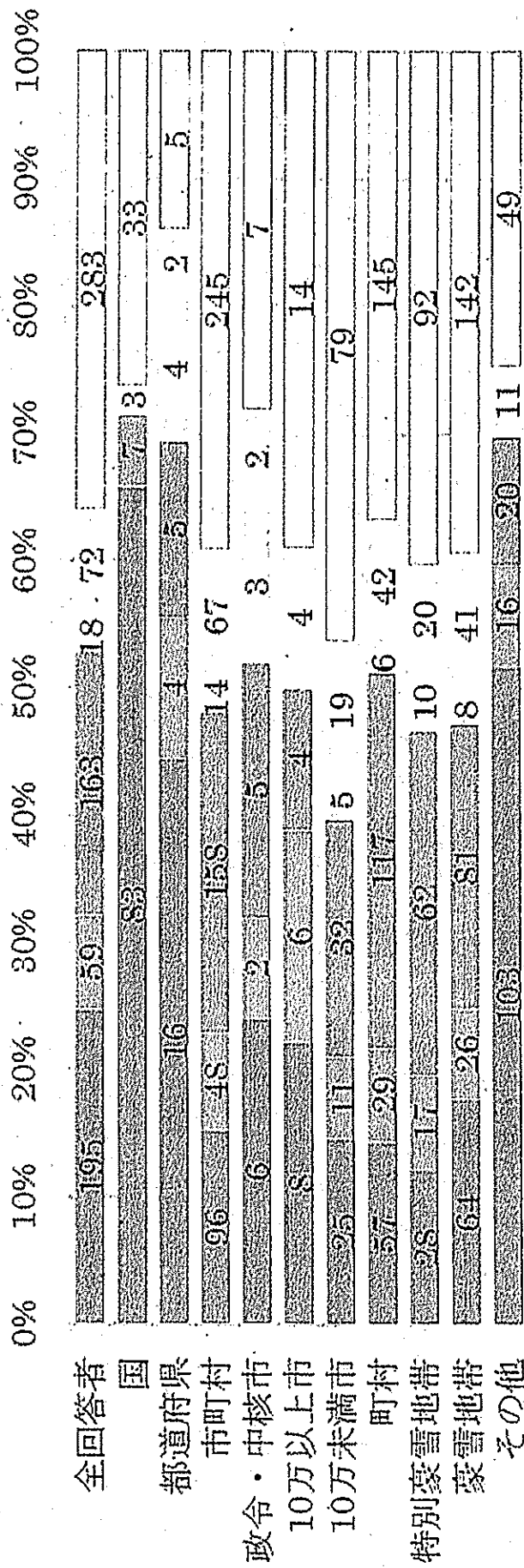
○アンケート内容に待機料に関する調査も含まれており、今回はこの調査結果について紹介

※令和2年度時点の調査結果であることにご留意願います

3. 除雪体制の待機(指示体制)

○国直轄事務所ではほとんどが発注者指示によっているが、地方自治体では受注者が判断する場合が多く、市町村では半数以上が受注者の判断によるものであった

○自由回答では、通常の降雪の降雪の場合は受注者判断であったが、警報級の大雪の場合は発注者指示になるほか、夜間など閉庁時間帯は受注者や別途業者(冬期管理業務受託者)判断になる、庁舎から離れた山間部では受注者に委ねるなど、条件により指示体系を変化させているとの回答があった



■ 発注者が指示

■ 受注者が判断【発注者が指示】

■ 受注者が判断【発注者指示なし】

■ その他

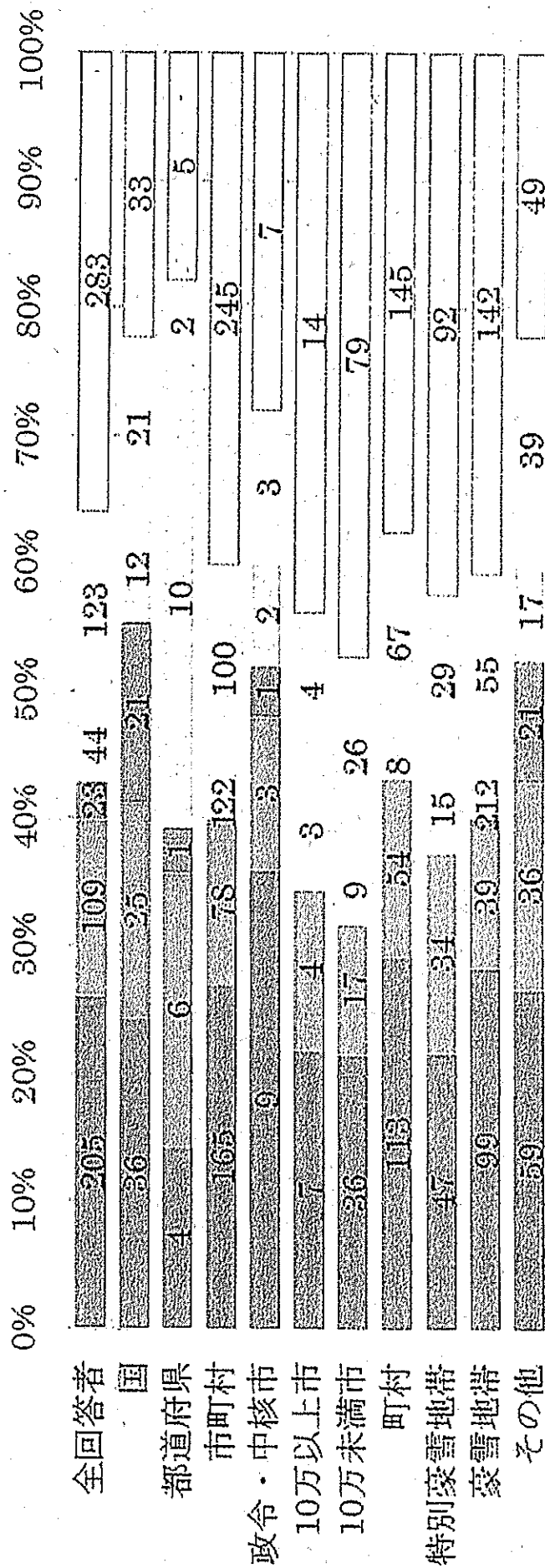
該当無し

■ 未回答

図 27 【アンケート結果】指示体制(除雪体制の待機)

3. 待機の判断基準

○判断基準には、降雪量に基づくものが多数あった
 ○自由回答では、気象台による警報注意報の発令や降雪量を用いているとの回答や、ある政令市では、市中心部や山間の急勾配区間など、除雪の必要性が高い区間を重点地区として定め、待機判断に至る降雪量を変えている
 (重点地区:5cm、その他地域:10cm)とのことであった



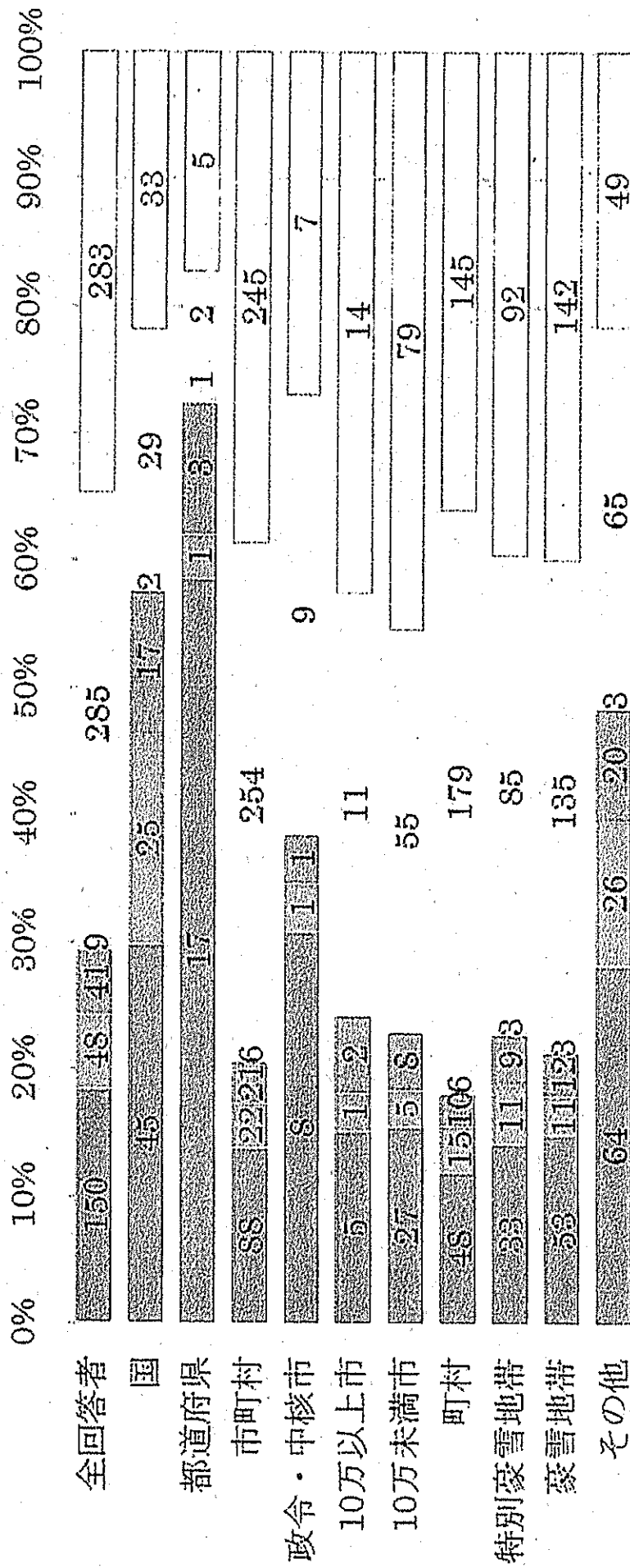
■ 基準なし □ 基準あり【その他】 ■ 基準あり【降雪量】 ■ 基準あり【気温】 □ 未回答

基準あり【その他】 該当無し □ 未回答

図 29 【アンケート結果】判断基準 (除雪体制の待機)

3. 待機時間の管理方法

- アンケート調査により把握した、待機時間の管理方法は下図に示すとおりとなる
- 未回答のほか該当無し(待機費非計上)を除くと、日報によるものが大半を占める
- このほかには待機判断につながる気象情報(予報等)を代理指標として待機回数を管理している例がみられた

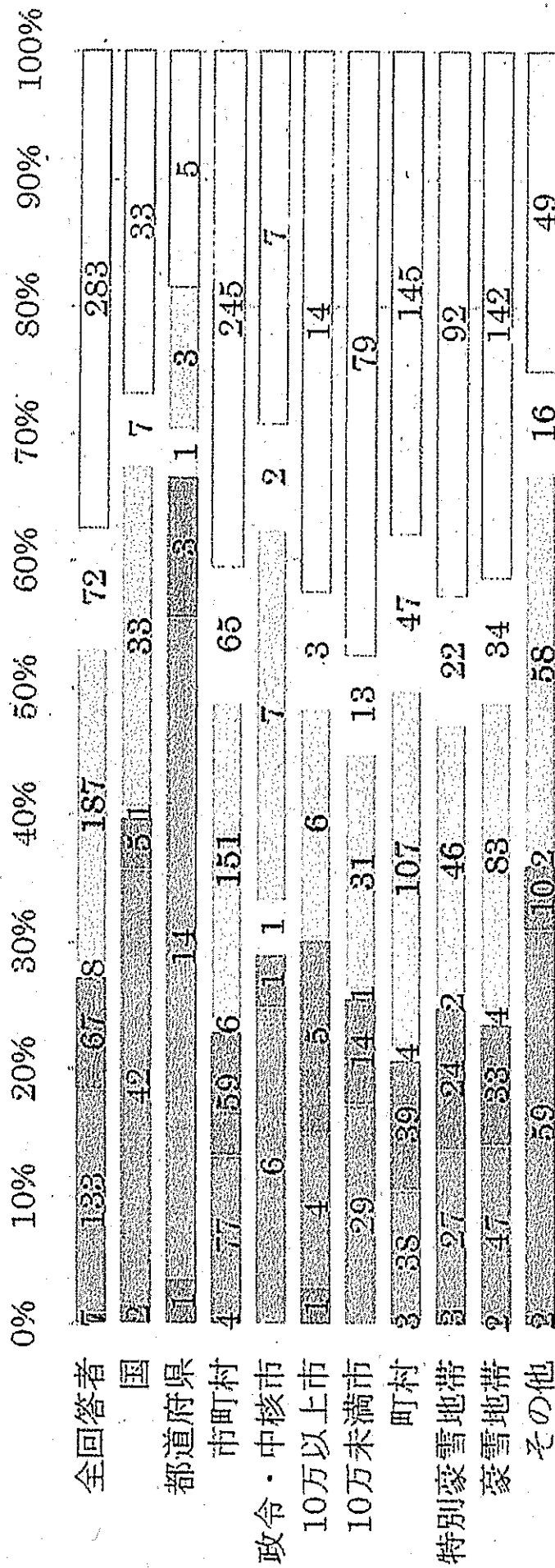


☐ 日報
 ☐ 機械稼働記録
 ☐ 気象情報(降雪量等)
 ☐ その他
 ☐ 該当無し
 ☐ 未回答

図 45 【アンケート結果】待機時間の管理方法

3. 待機費の計上及び単価について

○待機費は、そもそも計上していないものが回答済み市町村の半分程度を占めた



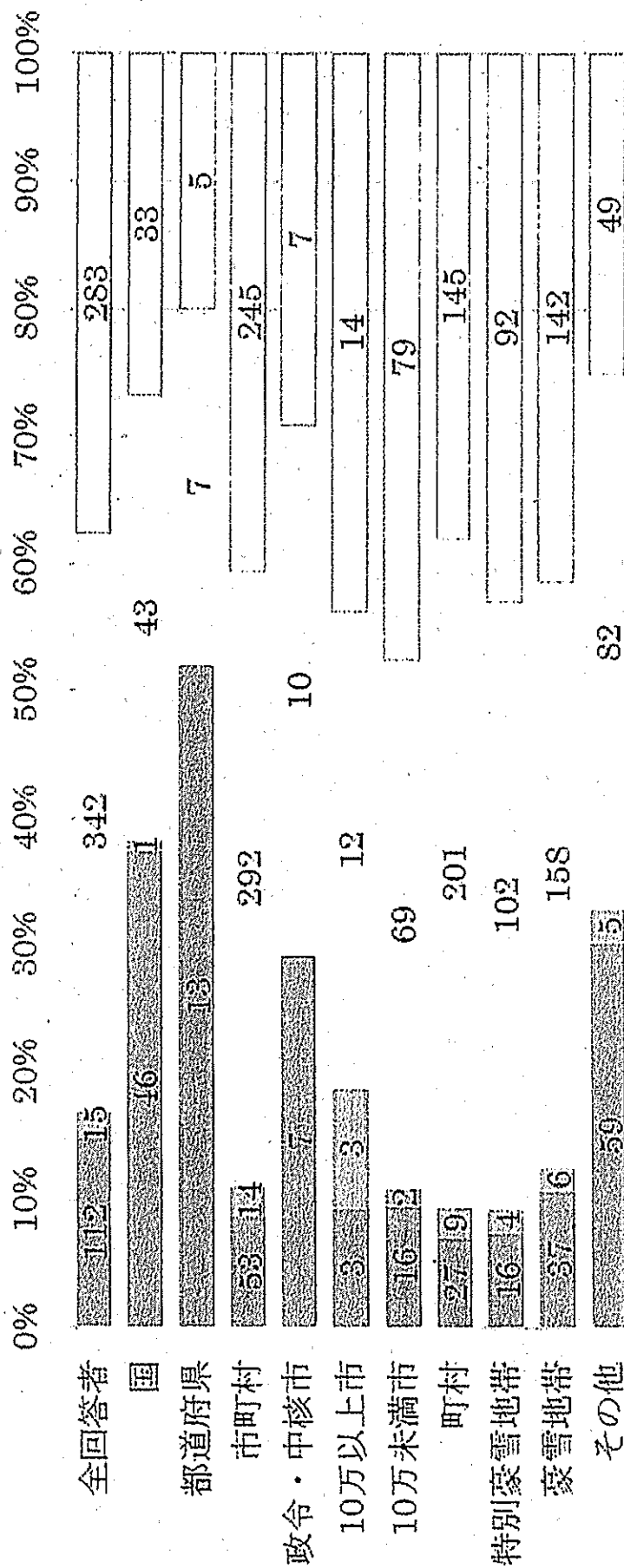
■ 入札により設定 □ 国県単価に準拠 □ 独自単価を設定 その他

○ 計上なし 該当無し □ 未回答

図 16 【アンケート結果】単価の設定方法（待機費）

3. 待機時間に応じて支払われる待機補償料

- 待機時間に応じて支払われる待機補償料について、国直轄事務所や規模の大きい市の半数で、都道府県の過半数で支払い規定があるが、その他の市町村では支払い規定のないものが多数であった
- 自由回答では、実態として待機はしているものの積算としては未計上であるという回答が複数みられた



■規定あり ■検討中 ■該当無し □未回答

図 47 【アンケート結果】待機補償料に関する規定の有無

3. 待機費の積算の考へ方、支払い規定の事例

○収集した各地方自治体の除雪計画や除雪業務の仕様書、積算基準等より抽出した、待機を判断する基準や待機費の積算に関する規定は表に示すとおり

＜各道路管理者の取り組み＞

都道府県(特豪)①

・オペレータおよび情報連絡員の待機について計上 運転要員単価×想定巡回距離、世話役単価×想定巡回距離
・待機の対象となる期間・機種は気象・道路条件を勘案して設定
・除融雪機械が不稼働の場合等に関する受注者の損失分の補償として計上
・過去10ヶ年の気象データをもとに工区毎に基準日数を規定し、当該日数×対象車両の除雪作業員人件費5時間分(am1時～6時の待機を想定)を待機補償費として当初設計であらかじめ計上 ※令和元年度までは、シーズンピーク時の情報連絡員分の待機保証費のみ計上していたのを範囲拡大 ・精算時に実稼働時間に応じた変更契約を実施(実稼働時間が基準日数を下回った場合は基準日数との差分を待機補償費として精算)※
・12月15日から3月14日までの3ヶ月間を基本待機補償期間と定め、当該期間中の対象日数分の費用を基本待機補償として除雪の有無にかかわらず補償 ・基本待機補償の算出根拠となる日数は、A地方の特別豪雪地帯で最大60日分、その他地域は過去3年間の除雪実績から地域別かつ機種別の係数、契約日数差により以下のとおり補正(地域の特別豪雪地帯に対する比率)▽B:5%、▽C:40%、▽D:80% ・除雪期間待機時の民間借上機械の拘束料として、平成19年度より機械固定費を負担 ・対象日数は過去10年間の平均降雪日数に年末年始等の国民的行事の日数を加え、A・C・Dは60日、Bは30日と規定
・17時発表の予報で翌朝にかけて降雪予報が発令された場合、情報員に対する待機補償費を支払い ・1時間以上の稼働があった場合は労務費にかかる、3時間以上の稼働があった場合は機械費にかかる待機補償は支払わない
・待機補償料に用いる労務歩掛は、1日あたり運転労務の60%とする ・1/5確率積雪をもとに、地域別、除雪機械別に基本待機時間を規定 ・実稼働時間が基本待機時間に満たない場合、差の時間に待機単価を乗じた額から待機料分を減じた額を基本待機料として支払い

3. 待機費の積算の考え方、支払い規定の事例

待機費の積算の考え方、運用方針(待機費の支払い規定)事例

(前頁から続き)

都道府県(特豪)②

・大雪警報発令時に、新雪除雪の必要な機種に係る情報連絡員の労務費を計上 ・待機補償費は機械稼働準備の開始前までの時間に対して支払い
・土木センター・事務所より待機指示を出して、運転手・助手ともに待機し、機械不稼働の場合のみ支払う。 ・支払う待機費は、運転手、助手の労務単価0.6 日分とする。
・運転手は、除雪機械の運転又は操作、及び整備点検・給油脂・清掃作業を行う。気象条件(降雪量等)の変化に備える待機作業を行う。
・助手は、除雪作業中の安全管理等のため運転手とともに除雪機械に同乗する作業、及び整備点検・給油脂・清掃作業等を行う。また、気象条件(降雪量等)の変化に備える待機作業を行う。

都道府県(豪雪)

・警報・注意報発令時や監督員による指示時のほか、急激な気温の低下により降雪や路面凍結の恐れがあると除雪業者が判断した時の待機についても待機補償費を計上可能とした。
・除雪業者による待機判断の根拠(気温低下状況等)を報告要
・監督員の指示により現場に作業員を配備した時間のうち、除雪稼働時間以外の時間を対象に支払い
・警報・注意報の発令、降雪予想が10cm を超える場合など気象状況等により作業が必要と考えられる場合及びセンサー試験等特別の事情によるときに待機を指示
・機種に応じた人員構成による労務費単価×待機を指示した時間により、除雪稼働の有無にかかわらず計上
・除雪稼働前1 時間1 時間と稼働後1 時間の合計2 時間を、機械整備や点検に要する費用として計上可能(待機時間との二重計上は認めない)

政令・中核市(その他)

・警報、注意報の発令または監督員の指示があった場合等に状況観測を実施した場合の待機拘束料の額を、18,000 円/日と規定

10 万未満市(豪雪)

・除雪機械1 台あたりの待機拘束料の額を19,000 円/日、待機時の情報収集・調整料として860 円/日と規定
--

※金額は令和2年度調査時点であることを留意

3. 待機時間が基準に満たない場合に支払われる基本待機料金

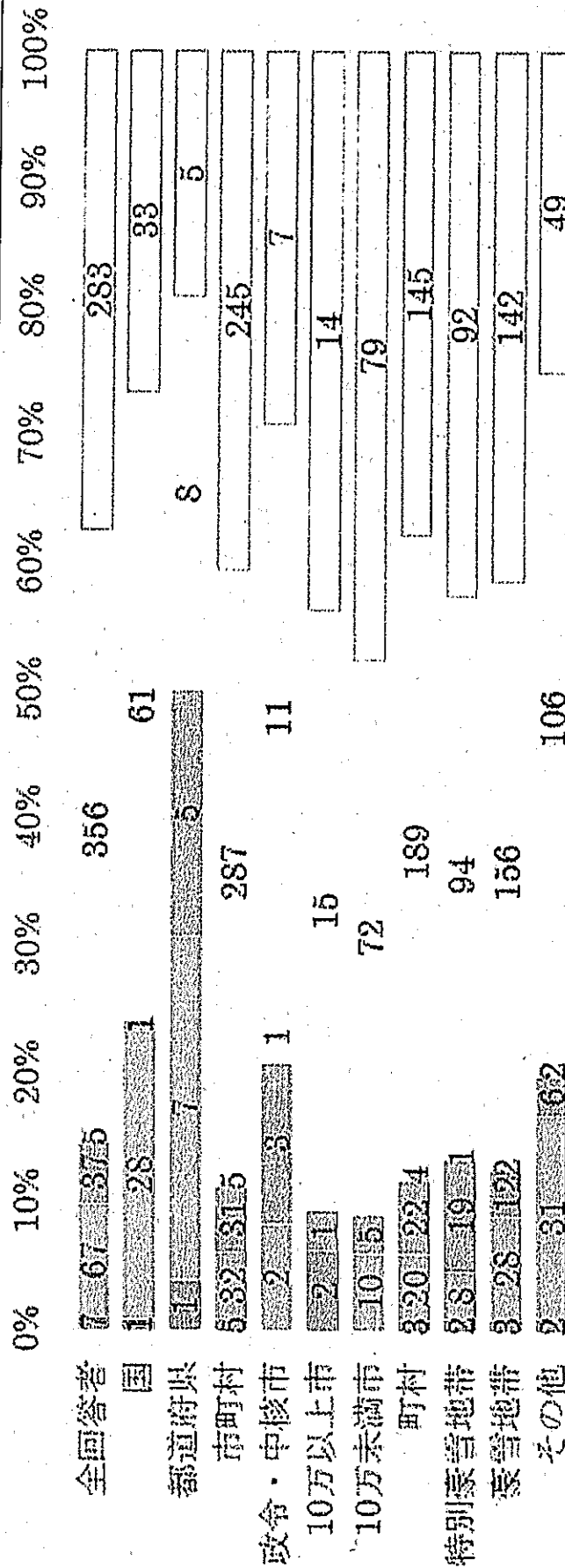
○実際の稼働時間、待機費用にかかわらず、支払われる除雪基本料金や、稼働時間や待機時間が基準に充たない場合に支払われる最低補償料金、基本待機料金といった規定が導入されている

※金額は令和2年度調査時点であることを留意

	対象	補償	最低補償費に関する規定内容
都道府県 (特豪)	労・機	80%	令和元年度、緊急的に独自の少雪対策として、当初契約額の約8割、5ヶ年平均の約7割を受託業者に支払い。令和2年度からは除雪作業員の労務費を含む待機補償費を制度化
都道府県 (特豪)	労・機		除雪期間中の機械を拘束する日数分の基本待機保証(待機にかかる人件費)と固定費(借上機械の拘束料)を支払い基準となる日数は平均降雪日数と国民的行事、県内重要行事日の日数の和とし、Aで60日、Bで30日と規定し気象状況により細かく区分して設定
都道府県 (特豪)	労・機		3月末までの稼働時間が基本待機時間に満たない場合、不足分に基本待機単価を乗じた額を支払い
政令中核市 (豪雪)	労・機		各除雪機械の実稼働時間が基本待機時間(車道除雪機械・凍結防止剤散布車:35時間、歩道除雪機械:18時間)に満たない場合、その差の時間に基本待機単価(稼働単価とは異なる)に応じて算出された費用(基本待機料)を支払い
10万未満 市(特豪)	労・機		実際の待機日数にかかわらず、待機料算定日数を規定(機種、地域、月ごとに異なり5~9日/月。シーズン合計29~30日)。稼働日と待機料算定日数の和が月の日数を超える場合は超えた日数を減じた日数を待機日算定日数とする待機日算定日数に待機料単価(5千円前後/時)を乗じて待機費を算出
10万未満 市(特豪)	労・機	25%	延べ実働時間が機械ごとに定めた待機時間に満たない場合、不足分に待機単価を乗じた額を待機料として年度末に支払い(例)除雪ドーザー(13t、排ガス3次):待機時間240時間、待機単価7,200円/時 令和元年度の異常少雪の際は、除雪業者の資金繰りを支援するため、待機料の30%までを2月に前払い
10万未満 市(特豪)	労・機		3月末までの稼働時間が基本待機時間に満たない場合、不足分に基本待機単価を乗じた額を支払い(待機補償料の支払いがある場合は基本待機料から減額)
10万未満 市(特豪)	労・機	30%	過去7年間の除雪料のうち最低、最高を除く5か年分の平均値の30%を除雪車台数比率で按分した額を待機料補填分として支払い
10万未満 市(特豪)	労・機	25%	延べ実働時間が機械ごとに定めた待機時間に満たない場合、不足分に待機単価を乗じた額を待機料として支払い
町村 (豪雪)	労・機		除雪期間中の稼働のなかった日数に待機補償単価を乗じた額を待機補償費として計上

3. 待機補償料の支払時期

- 未回答あるいは待機補償料の支払いがない場合を除き、国では降雪期後の完成払のみ
の場合がほとんどである
- 月払いとの回答が、都道府県の4割、市町村の半分でみられる
- その他自由回答では労務費と同様に部分払いの回数を減らしてふた月ごとに精算してい
る場合や、逆に10日ごとに精算しているという回答があり、支払い額も着手時に4割と降
雪期前半に重点的に支払っているという回答もみられた



□除雪着手時に支払 □降雪期後に支払 □月ごとに支払い

費用発生の都度払 該当無し □未回答

図88 【アンケート結果】費用の支払時期（待機補償料）

○待機料の先払い、春期工事発注の前倒しを実施

事例名	少雪による稼働費減を埋めるため、待機料の前払いと工事の前倒し発注を実施
道路管理者	人口10 万以上の市(特別豪雪地帯)
背景・問題意識	・2018 年度は、2019 年1 月末時点の延べ稼働台数が前年比11%(89%減)、稼働時間が8%(92%減)という異常な少雪年。 ・少雪に伴う稼働費の減少を埋めあわせるため、4 月に支払われていた待機料の前払いと春からの工事の前倒し発注を実施。
施策の概要	・除雪事業者に向けて以下2つの支援策を実施 ○除雪待機料の30%前払い ・市が除雪業者に支払う除雪委託費は以下により構成される。 ▽除雪機のリース代や維持管理費用にあたる固定費(月払い) ▽稼働時間に応じて精算される稼働費(月払い) ▽稼働時間が基準に満たない場合に差額を穴埋めする待機料(期末精算) ・少雪に伴い、このうち稼働費が減少したことを受け、除雪事業者に対して説明会を実施。待機料の前払いを希望した事業者(109 社中102 社(94%))に対し、待機料の30%(総額約1 億1300 万円)を2 月中旬に支払い。 ○土木工事の前倒し発注 ・除雪事業者からの要望を受け、翌年度に予定していた工事(総額16 億6 千万円)を前倒しし、年度内の業務量を確保。 ▽国の補正予算(災害からの復旧・復興と安全・安心の確保などを目的とした令和元年度補正予算)を活用し、道路改良、消雪施設の整備工事などを一部前倒しで予算措置(10 億円) ▽翌年度予定している道路、河川改修、汚水管渠の整備などの工事の一部を前倒しで年度内に発注・契約し、年度初めの端境期を解消(3 億7 千万円) ▽3 月発注を予定していた道路補修等の工事のうち、積雪状況等から可能なものを前倒しで2 月中に発注(2 億9 千万円)

4. その他事例集(少雪時の資金繰り悪化!バスクの回避)

○待機補償料の前払いを実施

事例名	除雪業者に待機料の前払い
道路管理者	人口10 万以上の市(特別豪雪地帯)
背景・問題意識	・少雪により除雪機械の稼働が少なくなると、稼働量のみによる支払いでは収入が減少し、他の業務もないため安定的な除雪体制を維持していくことが難しい状況にあった
実施の概要	○待機補償料 ・少雪で除雪車の出勤が少ない時に、除雪車のオペレーターや機械整備費などの固定経費を補償し、安定した除雪体制を維持する制度として、2007(平成19)年から運用開始。 ・市内を3 区分して標準稼働時間を以下のとおり規定し、除雪機械の稼働時間がこれに満たない場合に、満たない時間分を待機補償料として支払い。 ▽海岸部:100 時間 ▽平野部:120 時間 ▽山間部:140 時間
運用状況	○2018 年度(少雪年)の支払い状況 ・平野部を中心に少雪であり、2019 年2 月3 日時点の除雪費用執行額は予算の60%にとどまったことから、待機補償料前払い金を支払い。 ▽2018 年12 月末:市内除雪業者103 社のうち前払い金の支払いを希望した84 社に対し、全待機期間(12 月1 日～3 月3 日)の40%以内の額(総額3 億2670 万円)を支払い ▽2019 年2 月上旬:追加支払いを希望した41 社にさらに30%以内の額(総額1億1900 万円)を追加で支払い ○2019 年度(少雪年)の支払い状況 ▽2020 年1 月下旬:希望した102 社に約1 億3700 万円を支払い

4. その他事例集(少雪時の資金繰り悪化! スクの回避)

○稼働がない場合において待機料を規定

事例名	令和2年度 除雪作業委託における待機料の計上
道路管理者	町村(豪雪地帯)
背景・問題意識	・平成18年度は異常な少雪のため除雪業者への支払が無きに等しいことがあり、これ以降に待機費用、最低補償の要望が挙がっていた。平成23年度に国土交通省建設業務課通知「除雪経費における適切な費用計上について」があり、これを受けて平成23年度より除雪作業の待機料の支払いを開始
施策の概要	○概要 ・待機料に相当する内容(契約内容、単価等)は下記のとおりとする。また、委託業者のオペレーターへの待機料負担や国交省より週休2日制の促進が行われていることもあり、今年度から対象除雪期間の土曜日も待機料支払いの対象とする。 1. 算出方法 ○A 町で作業を行う除雪機械 ○平日は通常作業(現場作業)をしているため、土曜日・日曜日・祝日・年始を待機(拘束)していると考えて算出 ○待機料を計上する日は、除雪期間(1月～2月)の休日等とする。(令和2年度は別に掲げた22日分を対象) ○待機料の支払いが発生する日は、対象日に除雪車の稼働がなかった日とする。 ○契約金額は1日あたり単価とし、契約単価はB 県労務単価を用いて労務費の半日分(0.5)を計上とする。 《契約単価算出式》 R2年度B 県労務単価より 特殊運転手 23,900 円・助手(除雪) 18,100 円(1日当たり税別) A) 2人乗車の除雪機械について…一般除雪ドーザー等 特殊運転手 23,900 円+助手(除雪) 18,100 円=合計 42,000 円 →半日分(×0.5)=21,000 円 1日当たり単価⇒税込額23,100 円とする。 B) 1人乗車の除雪機械について…歩道除雪ロータリ等 特殊運転手 23,900 円 合計23,900 円 →半日分(×0.5)=11,950 円 1日当たり単価⇒税込額13,145 円とする。 ○待機料支払い対象日を全日待機した場合の除雪機械1台当りの支払額(待機日数 22日) ・2人乗車の除雪機械 23,100 円×22日=508,200 円 ※委託業者支払い対象除雪機械全台待機の場合 20台×508,200 円=10,164,000 円 ・1人乗車の除雪機械 13,145 円×22日=289,190 円 ※委託業者支払い対象除雪機械全台数待機の場合 4台×289,190 円=1,156,760 円 したがって、総支払額 10,164,000 円+1,156,760 円=11,320,760 円

住宅リフォーム事業者団体登録制度について(平成26年9月1日公布・施行)

1. 目的

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。

2. 制度内容

(1) 対象となる団体

- ・一般社団法人又は中小企業等協同組合等
- ・2都道府県以上を事業範囲(会員の主たる事業所の所在地が2都道府県以上)
- ・概ね100者以上のリフォーム事業者を主たる構成員とする
- ・設立後2年を経過(設立前の任意団体で一定の業務実績がある場合はそれらの実績を勘案。ただし、設立後1年以上。)

(2) 団体の登録要件

- ① 共通要件
 - ・団体の財務状況が健全であること(例:債務超過又は2年連続赤字でないこと)
 - ・会員の業務に関する消費者相談窓口を設けていること
 - ・会員を対象とした研修等の人材育成の仕組みを有していること 等
- ② 構成員の要件
 - ・実施する工事の内容に応じた必要な知識及び技術を有すること。(原則下表の資格等)

工事の内容		法人の保有資格
マンション共用部分修繕部門	建設業許可	
構造・防水工事を含む戸建て住宅リフォーム	建設業許可、または、常勤の建築士もしくは建築施工管理技士	
内装・設備工事	建設業許可、または、常勤の建築士、建築施工管理技士その他の資格者	

※令和4年度5月より、「省エネリフォーム」の分類を設け、省エネに係る改修ができる事業者を可視化。

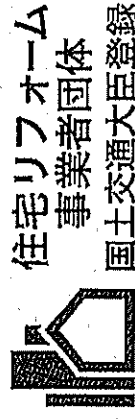
(3) 構成員による個別の工事について

団体において、次に掲げる事項を遵守することとし、必要な指導、助言、勧告等を行うこととしていること。

- ・見積り、契約時の書面の交付
 - ・一定額以上の工事についてリフォーム瑕疵保険・大規模修繕瑕疵保険の加入(注文者が予め書面で不要の意思表示をしている場合を除く。)
- 「一定額」＝ 戸建住宅の場合:500万円以下で団体の定める額。

マンション共用部分の場合:戸数×100万円又は1億円の低い方の額で、団体の定める額。

ロゴマーク(商標登録済)



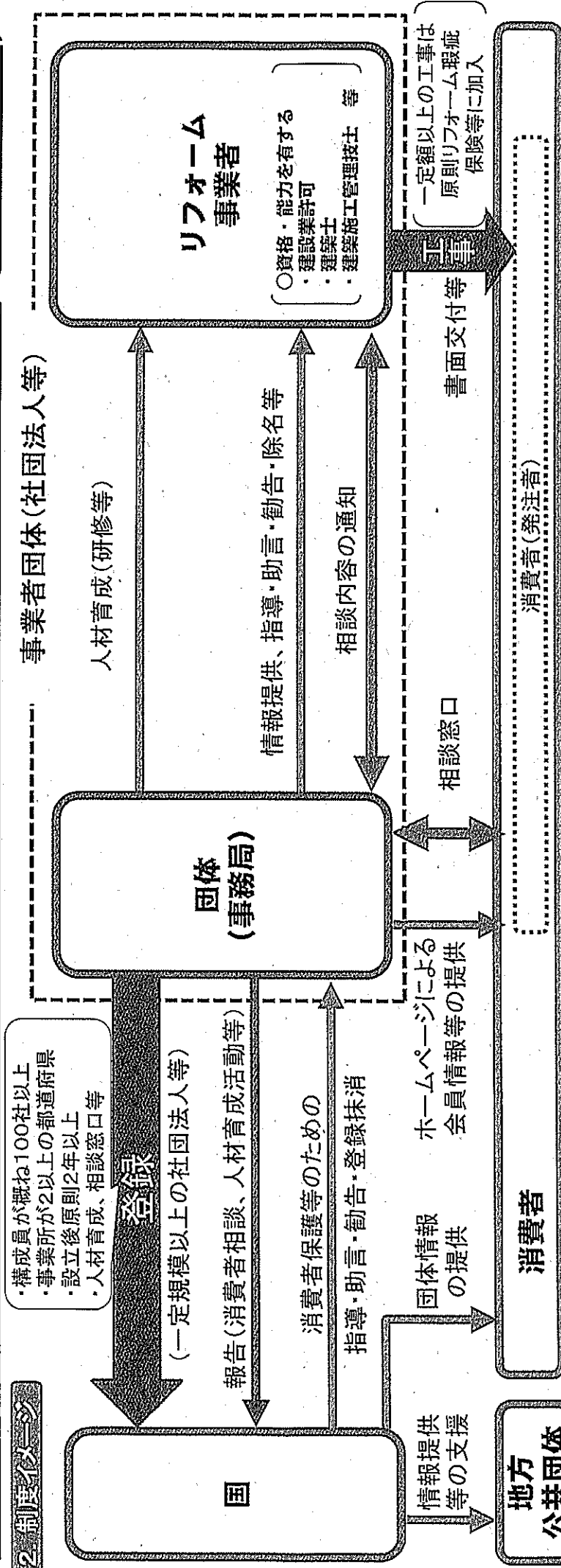
50504005

住宅リフォーム事業者団体登録制度について(平成26年9月1日公布・施行)

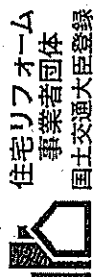
1 目的

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。

2 制度イメージ



ロゴマーク(商標登録済)



3 登録住宅リフォーム事業者団体

番号	名称(略称)	番号	名称(略称)
1	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	9	一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)
2	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	10	一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)
3	日本造住宅形質調査事業者協同組合(木研協)	11	一般社団法人住生活リフォーム推進サポーター協議会(住推協)
4	一般社団法人リノベーション協議会(リノベ協)	12	一般社団法人住生活リフォーム
5	一般社団法人ベタライフリフォーム協会(BLR)	13	一般社団法人全国古民家再生協会
6	一般社団法人日本塗装工業会(日塗装)	14	一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会(木塗協)
7	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	15	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会
8	一般社団法人全連総連リフォーム協会(全リ協)	16	一般社団法人日装連リフォーム推進協議会(日リ協)

令和5年3月31日現在

№05040052

「住まい再建事業者検索サイト」

○ 自然災害等により被災した住宅の補修工事が円滑に進むよう、登録住宅リフォーム事業者団体や住宅関連団体に所属するリフォーム事業者を一元的に検索できる「住まい再建事業者検索サイト」を平成31年3月に開設

○ 現在、「平成30年7月豪雨」、「令和元年8月九州北部豪雨」、「令和元年台風第15号・19号」、「令和2年7月豪雨」、「令和4年3月福島県沖地震」、「令和5年5月能登地方を震源とする地震」、「令和5年7月梅雨前線による大雨被害」が対象

事業者情報掲載対象都県：青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（随時更新）

○ プレバブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、輸入住宅産業協会、全国住宅産業協会の5団体（令和5年4月現在）

○ 本サイトは、（一社）住宅リフォーム推進協議会において開設

＜サイトの特徴＞

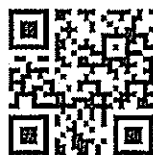
1. スマートフォンやPCで検索したい地域や工事の種類からリフォーム事業者等を検索することが可能
2. リフォーム事業者等の現在の対応可否が一目でわかる
3. 事業者の所属している団体がわかる

住まい再建事業者検索サイト

本サイトに掲載されている情報は、正確性を保つため、最新の情報を提供するために、定期的に更新しております。このサイトは、国土交通省の所管の下、運営されています。

事業者を探す

1. 検索項目
2. 検索条件
3. 検索結果



URL : <http://sumai-saiken.jp/>

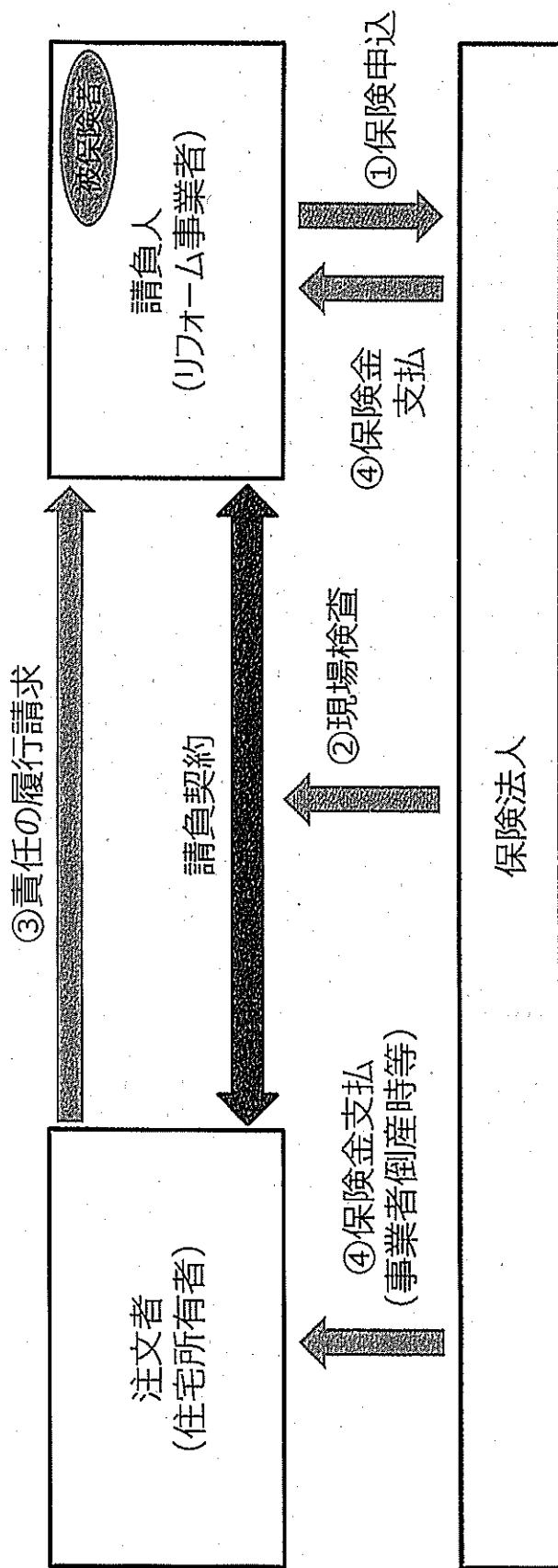
住まい再建事業者検索サイト

検索結果一覧（4件）

株式会社○○ホーム			
住所：〒○○○○-○○○○ TEL：000-000-0000	法人番号：○○○○-○○○○-○○○○ 代表取締役：○○○○	登録分野：マンション・戸建リフォーム工事 登録地域：全国（一部地域を除く）	登録団体：日本木造住宅産業協会
株式会社○○○○工務店			
住所：〒○○○○-○○○○ TEL：000-000-0000	法人番号：○○○○-○○○○-○○○○ 代表取締役：○○○○	登録分野：マンション・戸建リフォーム工事 登録地域：全国（一部地域を除く）	登録団体：日本木造住宅産業協会

リフォーム瑕疵保険の概要

- リフォーム瑕疵保険はリフォーム工事の請負契約に関する保険であり、リフォーム工事を実施したすべての部分が保険の対象となる。
- 外壁工事や設備のリフォーム工事のほか、保険商品によっては大規模なリノベーションも対象工事となる。



【保証例】

- 保険金の支払対象：①修補費用※、②調査費用、③仮住居・転居費用等
※リフォーム工事を実施した部分に係る瑕疵が発見された場合の修補費用（設備機器等そのものの瑕疵は対象外）
- 保険期間：1～10年（保険商品により異なる）
- 保険金額：100～3,000万円（請負金額等により異なる）
- 免責金額：5～10万円
- 填補率：事業者（リフォーム業者）へは80%、発注者（消費者）へは100%（事業者倒産時等）
- 保険料：個々の保険法人が設定（保険金額500万円・保険期間5年間で3万円程度）

※代表的な商品構成を概略したものであり、詳細は個々の商品ごとに異なる。

【参考】住宅瑕疵保険制度について

<住宅瑕疵担保履行制度>

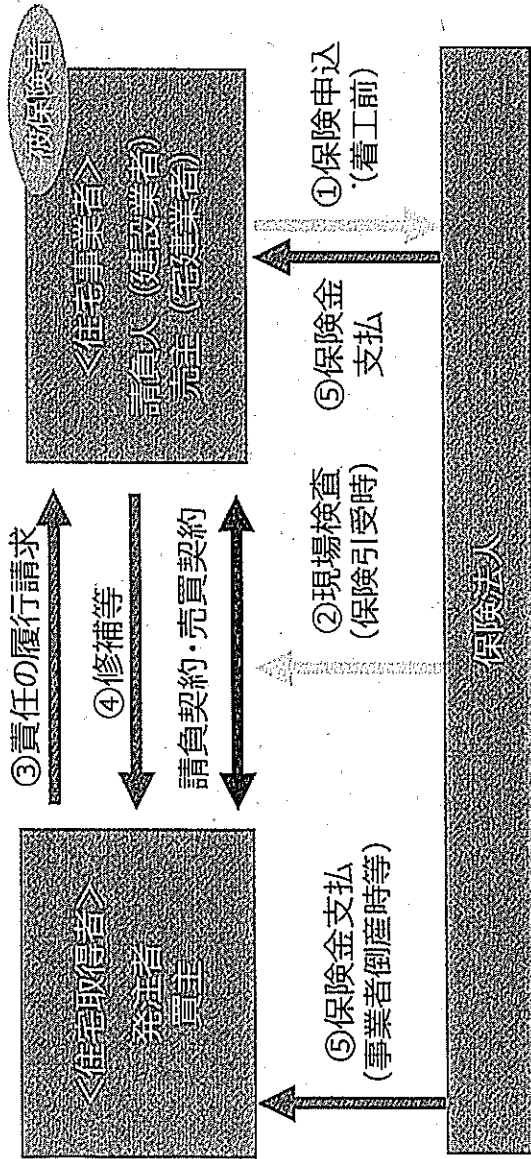
- 住宅購入者等の利益の保護を図るため、新築住宅の請負人・売主は引渡しから10年間の瑕疵担保責任を負う（構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分）。
- 事業者（建設業者及び宅建業者）に対し、瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置として、保証金の供託又は保険加入を義務付け。（戸数ベースでは約半数、事業者ベースでは99%が保険を選択。）

<住宅瑕疵保険の概要>

- 新築住宅や既存住宅に瑕疵があった場合に、修補等を行う事業者に対して保険金が支払われる。事業者の倒産等により、事業者による修補等が行われない場合、住宅取得者に対して直接保険金が支払われる。

(保険の種類)

- 新築住宅対象（1号保険） ※保証金の供託を行う場合を除く

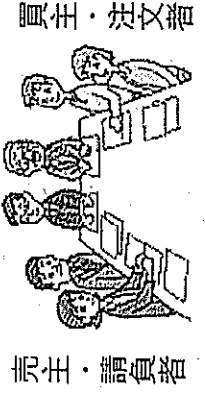


<住宅紛争処理制度>

- 保険加入した住宅に関する紛争が発生した場合、専門家（弁護士・建築士）の関与のもとで、あっせん、調停など裁判外で解決を図るための紛争処理（ADR）制度を利用できる。

〔住宅紛争処理のイメージ〕

弁護士・建築士



既存住宅等に係る住宅瑕疵保険（2号保険）について

- 住宅瑕疵保険には、新築住宅に係る保険（1号保険）のほか、既存住宅等に係る瑕疵に係る損害を填補するための任意保険（2号保険）も存在する。
- 主な「2号保険」商品は、既存住宅に関する①請負契約に伴う保険（リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険）、②売買契約に伴う保険（既存売買瑕疵保険（宅建業・個人間））に大別される。
※ その他、新築2号保険、延長保証保険が存在している。
- 令和4年10月より、リフォームや既存住宅売買等に関する瑕疵保険（2号保険）に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象に追加。

既存住宅に係る紛争処理機能の強化等（令和3年住宅品質確保法・住宅瑕疵担保履行法の改正）

住宅紛争処理制度の充実

- リフォームや既存住宅売買等に関する瑕疵保険に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理※の対象に追加

【令和4年10月1日施行】

改正前

瑕疵保険に加入した新築住宅に関する紛争のみ対象



改正後

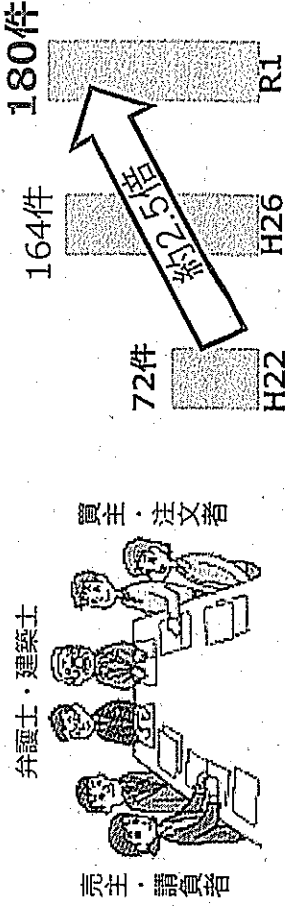
瑕疵保険に加入した既存住宅に関する紛争にも対象拡大

【住宅紛争処理について】

住宅の売主・買主や請負人・発注者の当事者間のトラブル（紛争）に関して、あっせんや調停など、裁判外で行う紛争処理（ADR）制度。

<主な特徴>

- ・ 専門家（弁護士・建築士）の関与のもとで解決に向けて実施。
- ・ 安価（申請手数料10,000円または14,000円）に利用可能。



【住宅紛争処理のイメージ】

【住宅紛争処理の申請件数】

№0504005

- ・国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口
- ・住宅品確法、住宅瑕疵担保履行法に基づき、住宅相談、住宅紛争処理への支援等幅広い業務を実施。
- ・相談員は33名（一級建築士）。毎日17名～24名の相談員が電話で対応。

住まいるダイヤルとは？

住まいの質を高めるには、住宅品質確保法に基き、「住宅紛争処理支援センター」として国土交通大臣から指定を受けた（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの愛称です。住宅専門の相談窓口として、年間3万件以上の相談を受けています。



住まいるダイヤル 0570-016-100

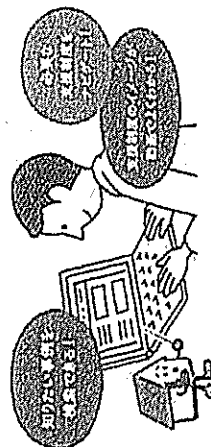
受付時間 10:00~17:00
(土、日、祭日、年末、年始を除く)

(土、日、祝休日、年末年始を除く)

[illegible]

サトウダイコン以外に03-3556-5147 にご活用いただければ、

まず、参考となる事例を
WEBサイトでチェック！



位まい石ダヤル

www.chord.or.jp

値は、あるダイヤルでの相違数＝ピスの二乗の内

✓



電話相談

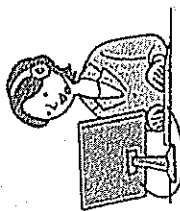
(戒非戒謬)



仰出指し控帳、仰出履歴
であれば、WEBサイトから

住まいについてのいろいろなご相談

- 安心して利用できる相談窓口です。
住まいに関するダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
公正・中立な立場から、年間3万件以上の電話相談をお受けしています。
- 資格を持った相談員がお答えします。
一般建築士の資格を持ち、住宅に則する幅広い知識を備えた相談員が、
専門的な見地からアドバイスします。



リフター・システム



リアホーム見直しサービス(無料)

「聖賢の遺教を奉りて、世に善を興ふは、其の功最も大なり。其の功最も大なり。其の功最も大なり。」

2

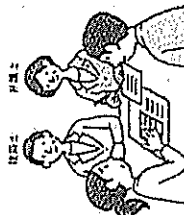
專門家相談

(原則集解)

弁護士・建築士による対面相談です。

◎ご利用いただける方

- 貯蓄型住宅、保険付き住宅の取得者は供給者等
住宅リフォーム工事の発注者は住宅建設者
既存(中古)住宅の買主

POINT
オンラインのWEB相談にも対応（一部の弁護士会）
住みやすいダイヤルで受付

3

紛争処理

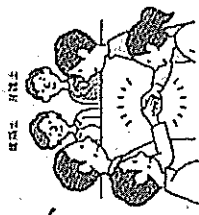
中藥科學出版社

手続は3種類

公正・中立な立場で関与する紛争解決手続です。

●ご利用いただける方

- 、評價住宅、保険付き住宅の取得者または供給者等



「一応の分岐点には、やはり区なる場合があり、詳しくはWEBサイトを覗いてください」

○ ○ 取組内容の概要（令和4年度）

愛媛県では、住宅・リフォーム・瑕疵保険・空き家等に関する相談やトラブル、紛争への対応に加え、平成30年の西日本豪雨災害で甚大な被害を受けた重予地域の被災者による相談のニーズが続いている。

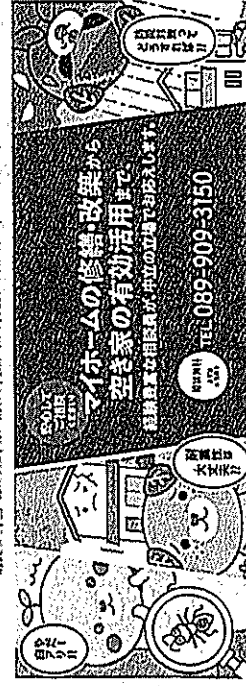
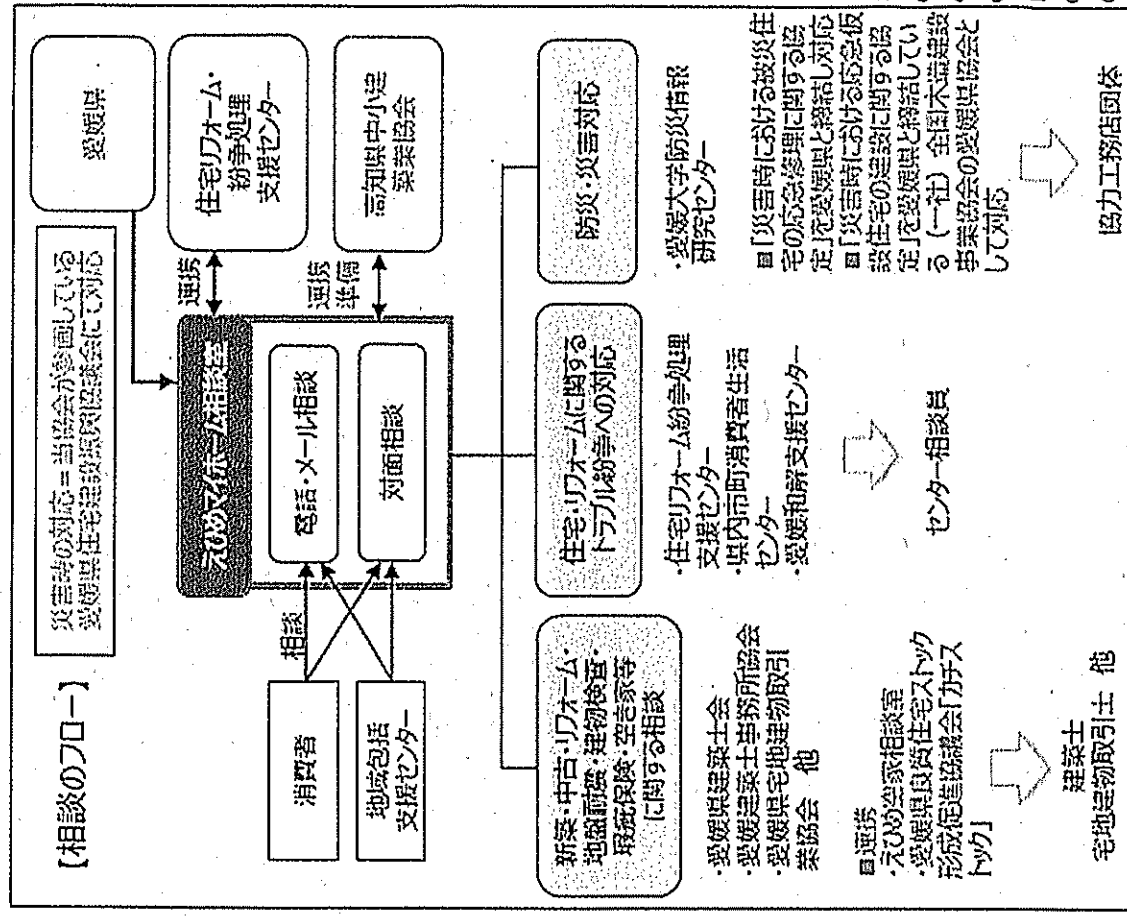
平時の住宅相談にとどまらず、今後の災害に備えて発災時の相談にも対応できる相談体制を整備すること等を目的として、以下の取組を実施。

① 住宅紛争処理

良質な住宅ストックに係る紛争解決に向け、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの相談者紹介、人材育成における協力関係を強化する。また、事業の自走に向け、迅速で適切な対応により消費者の不安解消が図れる体制を整備する。

② 災害・防災対策

災害時における被災住宅の応急修理・応急仮設住宅の建設・ブロック塀の工事・撤去について行政と協定を結んでおり、発災時の対応に向けた体制整備と人材育成を実施。また、愛媛大学防災情報研究センターの協力のもと防災に関する啓発活動を実施。



＜住まいの無料相談＞

＜えひめマイホーム相談室の周知＞

悪質リフォーム対策について[省エネ機運の高まりに乘じた悪質リフォーム]

- 省エネ改修の機運の高まりに乘じた悪質リフォームが増加することのないよう、令和4年10月に国土交通省及び消費者庁が連名で、消費者向けの注意喚起や相談窓口についての情報提供を行う内容のチラシを作成し、地方公共団体、住宅関係団体等を通じて消費者へ広く周知。
- これとともに、消費者向けの相談窓口である(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、悪質リフォームに関する相談事例の掲載等を通じて消費者への情報提供を充実。

省エネリフォームをお考えの際は

悪質なリフォーム事業者にご注意ください!!

省エネリフォームには、省エネ効果が高く、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。悪質リフォーム事業者とは、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。悪質リフォーム事業者とは、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。

悪質リフォーム事業者の勧誘手口にご注意!

悪質リフォーム事業者は、消費者の不安を煽り、悪質リフォームを勧誘しています。悪質リフォーム事業者は、消費者の不安を煽り、悪質リフォームを勧誘しています。悪質リフォーム事業者は、消費者の不安を煽り、悪質リフォームを勧誘しています。

悪質リフォームの被害を防ぐために

悪質リフォームの被害を防ぐためには、消費者が注意する必要があります。悪質リフォームの被害を防ぐためには、消費者が注意する必要があります。悪質リフォームの被害を防ぐためには、消費者が注意する必要があります。

悪質リフォームの被害にあった場合は

悪質リフォームの被害にあった場合は、消費者が注意する必要があります。悪質リフォームの被害にあった場合は、消費者が注意する必要があります。悪質リフォームの被害にあった場合は、消費者が注意する必要があります。

省エネリフォームとは

省エネリフォームとは、省エネ効果が高く、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。悪質リフォーム事業者とは、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。悪質リフォーム事業者とは、省エネ効果が高いため、悪質リフォーム事業者が増加しています。

おかしな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

おかしな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を。おかしな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を。おかしな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を。

- 災害に便乗した悪質リフォームについて、関係省庁及び団体が連名で、消費者向けの注意喚起や相談窓口についての情報提供を行う内容のチラシを作成。令和5年4月に改めて地方公共団体、住宅関係団体等を通じて消費者へ広く周知。
- これとともに、国土交通省において、(一社)日本損害保険協会と連携して注意喚起の取組を実施。

暴雨等の被害を調査すると告げ、調査後、
・「本来必要ないのに」「〇〇が壊れているから工事が必要」
・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

○次のような動向には、ご注意ください！（油断禁止は特に注意！）
・年金基金世代行のコンサルタント料（成功報酬）や管理費用は、おりの保険金で対応できるという動向
・保険の対象となるかどうか確認しないまま、保険金請求手続の代行を求められるなどの動向

お笑い 火災・地震保険申請サポートの屋
 話には 艱がある
 保険金の
 日本損害保険協会

自由民主党視察日程表(参議院議員会館)

日程：令和5年11月6日（月） ～ 11月7日（火）

11/6 (月)	かがやき506号 <pre> graph LR A[富山駅] -- "9:10 発" --> B[東京駅] B -- "11:20 着" --> C[省庁レクチャー] C -- "13:10 ~ 17:00" --> D[赤坂陽光ホテル] </pre>
11/7 (火)	はくたか565号 <pre> graph LR A[赤坂陽光ホテル] -- "10:00 ~ 12:00" --> B[省庁レクチャー] B -- "13:24 発" --> C[東京駅] C -- "15:54 着" --> D[富山駅] </pre>

著作権法により
公開できません

著作権法により
公開できません

旅費計算書

会派名	自由民主党
実施予定日	令和5年11月6日～7日
視察・調査予定地	1日目:富山～参議院議員会館～都内宿泊 2日目:～参議院議員会館～富山

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
11 ・ 6	富山駅→東京駅	391.9	391.9			3,000	9,800	25,560
		6,600	6,160					
11 ・ 7	東京駅→富山駅	391.9	391.9			3,000		15,760
		6,600	6,160					
小 計		13,200	12,320	0	0	0	0	
合 計		13,200	12,320	0	0	6,000	9,800	41,320

参加人数

6人

請求書

2023年10月30日

P. 1

〒

新富観光サービス株式会社

富山市議会自由民主党 様

本社 〒939-8195 富山市上野322 Tel (076) 428-5544
バスセンター 〒939-8195 富山市上野322 Tel (076) 429-8448
高岡店 〒933-0816 高岡市二塚401-1 Tel (0766) 92-2233
魚津店 〒937-0046 魚津市上村木1-1-10 Tel (0765) 24-7110
オセルビル2階
登録番号 T7230001001190

毎度ありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

受注番号	担当
3054479	

旅行実施日	ご利用額	ご入金額
2023/11/06	58,800	
2023/11/07		

今回ご請求額
58,800

商品名・摘要	数量	単価	金額
宿泊代金/赤坂陽光ホテル シングル 朝食付き ~1泊	6	9,800	58,800

ご利用合計額	58,800
--------	--------

軽：軽減税率対象品目	10%対象額	58,800	内消費税	5,346
非：非課税対象品目	8%対象額	0	内消費税	0
	非課税	0	内消費税	0

【請求書内訳】

■参加議員：金岡貴裕、藤田克樹、澤田和秀、久保大憲、泉 英之、江西照康 以上6名

■宿泊代：9,800円×6名=58,800円

合計 58,800円

取引銀行 北陸銀行越前町支店 (普)1104610
富山第一銀行富山南センター支店 (当)014442
富山信用金庫大泉支店 (当)002586
三井住友銀行 富山支店 (普)0458570

※お支払いは 月 日までにお願ひ申し上げます。
尚、振込手数料はお客様ご負担にてお願ひ申し上げます。

口座名 新富観光サービス株式会社

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

令和 5 年 11 月 22 日

№ 085119

富山市議会 自由民主党 殿

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
				7	5	8	8	00

但し 11/6・7 宿泊代とし

上記金額正に受領致しました

新富観光バス
 海外・国内旅行
 代理店

新富観光サービス株式会社

本社 富山市上野322 □魚津店 富山市上野322
 〒939-8195 ☎(076)428-5544 〒937-0016 ☎(0766)428-5544
 □高岡店 高岡市二塚401-1 □稚内センター 稚内市4-2-9 ☎(011)428-5544
 〒933-0816 ☎(0766)92-2233 □東札幌センター 札幌市東区南一条1-1 ☎(0766)92-2244

登録番号: T7230001001190

10%対象
 8%対象

現金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
✓										

受注No 3054478

消費税 5,544円
 消費税 5,544円

社印及び取扱者印なきもの又は金額訂正は無効です

3×50×300

【領収書内訳】

参加議員: 金岡貴裕、藤田克樹、澤田和秀、久保大憲、泉 英之、江西照康 以上6名

宿泊代: 9,800円×6名=58,800円

合計 58,800円

支払証明書

会派名

自由民主党

議員名

久保 大憲

経費項目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報広聴費	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費	☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費
支払金額	25,520円		
支払内容・内訳	令和5年11月6日～7日 東京省庁レクチャー視察における交通費 富山駅～東京駅 JR代 12,760円 東京駅～富山駅 JR代 12,760円		
支払年月日	令和5年11月6日		
支払先	西日本旅客鉄道株式会社		

上記金額を、政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5年 12 月 22日

会派名

自由民主党

経理責任者氏名

久保 大憲



振 替 証 明 書

会派名 自由民主党

金 額	41,320 円
-----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和 5年 12月 22日

経理責任者

久保 大憲



氏 名	久保 大憲	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 05-12-22		*17,710	キョウトシステム 振込	*3,967,087
2 05-12-22		*15,400	キョウトシステム 振込	*3,951,687
3 05-12-22*		*41,320	普通預金 江西振込	*3,910,367
4 05-12-22*		*41,320	普通預金 泉 振込	*3,869,047
5 05-12-22*		*41,320	普通預金 久保 振込	*3,827,727
6 05-12-22*		*41,320	普通預金 澤田 振込	*3,786,407
7 05-12-22*		*41,320	普通預金 藤田 振込	*3,745,087
8 05-12-22*		*41,320	普通預金 金岡 振込	*3,703,767
9 05-12-22*		*3,380	普通預金 金岡 振込	*3,700,387
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお引当のときは、お引当の金額に※と表示します。
 2. 振込金をお預り入れのときは、お支払い金額に※と表示します。

タケノコ (トリー)
 トリクター (トリー)

お支払いでござる日

お支払いでござる日は、前記の
金額に※と表示します。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 5021490

自由民主党様



北陸銀行